官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔官庁報告〕
官庁事項
土地改良長期計画について（農林水産省）　一
基本測量関係事項公告（国土交通省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
公害等調整委員会公示関係　三
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立公文書館令和六事業年度財務諸表、弁理士登録関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

官庁報告

官庁事項

土地改良長期計画について

政府は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第４条の２の規定に基づき、土地改良長期計画を去る令和７年９月12日に閣議決定した。

以下、その全文を同条第５項の規定に基づき公表する。

令和７年10月６日

農林水産大臣　小泉進次郎

まえがき

我が国の農業・農村は、これまで以上に深刻かつ複雑な課題に直面している。

国外に目を向けると、世界人口の増加により食料需要が増大するとともに、気候変動によって頻発化する異常気象等により食料供給が不安定化しており、長期的には食料需給がひっ迫していくことが想定される。

一方で、国内に目を向けると、農業者の減少・高齢化が著しく進展するとともに、農地面積は一貫して減少している。また、農業水利施設については、老朽化等に起因する事故が年間約1,600件発生しており、令和４年（2022年）の愛知県における明治用水頭首工の漏水のように、地域社会への影響が大きな事案も発生している。さらに、令和６年能登半島地震や奥能登豪雨を始めとした大規模自然災害が発生している。

こうした状況に対し、農業生産基盤の整備・管理を担う土地改良事業は、スマート農業の推進等による更なる生産性の向上、老朽化が進行する農業水利施設の保全管理、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害及び南海トラフ地震等の大規模地震に対する国土強靱化といった課題に対応していくことが求められている。その実現に向け、土地改良事業に対して、生産者からは、農業生産活動を継続的に行うための良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保について、消費者を含めた国民全体からは、食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能の発揮について、期待が寄せられている。

こうした中、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が制定以来初めて改正され、これを受けて新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和７年４月閣議決定）の策定、土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正が相次いで行われ、さらに、「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和７年６月閣議決定）の策定が行われた。くわえて、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月閣議決定）には、新たな食料・農業・農村基本法に基づく初動５年間の農業構造転換集中対策期間において、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化等を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うことが位置付けられた。

これら情勢の変化と政策の大きな転換を的確に捉え、今後の土地改良事業の基本的な方向性を明確に示すとともに、農業・農村の豊かな未来に向け、農業構造転換集中対策期間で実施する具体的な対策を位置付けるべく、令和７年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間として、新たな土地改良長期計画を策定する。

第１　土地改良事業の目的

我が国においては、農地が、現在の人口約1.2億人分の食料需要全体を賄うために必要な面積の３分の１程度しかなく、農業者の急速な減少及び高齢化も見込まれている。このような中、食料安全保障の確保を図るため、人・農地・水等の資源をフル活用し、食料自給力[1]を確保する必要がある。

土地改良事業は、自然資本である「土」と「水」に直接手を加え、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性を向上させるとともに、気候変動等による災害の防止又は軽減を図ることにより、農業生産活動が継続的に行われるようにするためのものである。具体的な目的・役割としては、以下のとおりである。

（農業生産性の向上）

農地の区画拡大及び排水改良は、農作業の機械化・省力化を可能とし、労働時間の大幅な縮減や担い手への農地の集積[2]・集約化[3]による労働生産性の向上を実現している。また、水田の汎用化[4]・畑地化、畑地かんがい施設等の整備は、農作物の収量増加及び品質向上に加え、野菜、果樹等の園芸作物への転換を可能とすることで土地生産性の向上を図るなど、生産の自由度を高めている。

（農業用水の安定供給及び適切な排水）

農業水利施設は、農地に農業用水を安定的に供給するとともに雨水等を適切に排水するための施設であり、農業生産活動において必要不可欠な生産基盤である。

かんがい排水のために造成されたダム、ため池、頭首工、用排水機場や、国土に張りめぐらされた延長約40万kmに及ぶ用排水路は、我が国の全農地面積の３分の２に当たる約280万haの農地に対し安定的に用水を供給しているとともに、農地の排水条件を改善している。また、農業水利施設は、国土の保全や健全な水循環の維持・形成に寄与し、くわえて、親水空間の提供、防火、消流雪等の地域用水機能を発揮している。

[1] 国内農林水産業生産による食料の潜在生産能力を示す概念。その構成要素は、農産物については、農地・農業用水等の農業資源、農業技術、農業就業者。

[2] 農地を所有し、又は借り入れることなどにより、利用する農地面積を拡大すること。

[3] 農地の利用権を交換することなどにより、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

[4] 通常の肥培管理で麦・大豆等の畑作物や野菜を栽培できるよう、水田に排水路や暗渠を整備して水はけをよくすること。

（安全・安心な農村の実現）

排水機場や排水路は、農地の排水条件の改善により、農作業の機械化及び多様な農業経営を実現するだけでなく、低平地における有効な土地利用を確保するとともに、都市化・混住化が進展した地域における湛水被害を抑制し、農村の安全・安心な暮らしの実現に貢献している。

（農村の振興）

農村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業を始めとする様々な産業が営まれ、多様な地域住民が生活する場でもある。さらには、国土の保全、生物多様性[5]の保全といった、多面的機能が発揮される場所でもある。土地改良事業は、農業生産基盤と農村生活環境の整備・保全を通じて、農村の振興にも大きな役割を果たしている。例えば、基盤整備を契機とした６次産業化[6]の取組等は、農村における所得の向上及び雇用機会の創出を実現し、農道、農業集落排水施設[7]等の生活インフラの整備は、農村に人が住み続けられる環境を確保している。

（土地改良事業の特性）

土地改良事業の目的・役割を達成する上での重要な特性として、農業者の発意に基づき、実施区域内の農業者の３分の２以上の同意をもって実施することが原則となっている点が挙げられる。事業の発意、同意、実施に至る過程において、農業者を中心とした多様な関係者が、地域における農業・農村の将来像を見通し、世代を越えて事業の効果が発揮されるよう合意形成を図っている。

また、土地改良事業により整備された農地・農業水利施設等は、土地改良区[8]を始めとする農業者組織により共同で利用・管理されている。これらの保全管理には、農村に住む多様な人々も関与しており、こうした人々のつながりにより発揮される「農村協働力[9]」を強化していくことにより、農村の維持・発展を促すことが重要である。

（消費者との関わり）

農業者の急速な減少及び高齢化が見込まれる中、食料の安定供給に対する不安が消費者にも広がっている。こうした中、生産性を向上させるとともに生産の自由度を高める土地改良事業は、農業の持続的な発展を実現することを通じて、将来にわたって食料の安定供給を確保するという消費者の期待に応え得るものである。くわえて、農業生産活動が継続的に行われるようにすることで、農業・農村の有する多面的機能が発揮され、その恩恵は、都市住民を含めて国民全体に及んでいる。このように、土地改良事業は、農業者のみならず、消費者を含めた国民全体の食と暮らしを支えるものである。

5　様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。生物の多様性に関する条約では、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとされている。

6　農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、１次産業としての農林漁業と、２次産業としての製造業、３次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

7　農業用用排水の水質保全、農業用水利施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設。

8　農業水利施設等の整備・管理を行う土地改良事業を実施することを目的として、地域の関係農業者により組織された団体。

9　農村における社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）に相当するもの。農村における社会資本の共同利用・共同管理等を基軸とした人々のつながりにより発揮される能力又は機能であり、農業生産の基盤である農地、農業水利施設等の「社会資本」、それと密接不可分な関係にある自然環境や生態系といった「自然資本」、同じ空間で生産と生活を営む農業者、地域住民等の「人的資本」を媒介し円滑に機能させることにより、地域の潜在力が総合的に発揮され、農村が持続的かつ安定的に存続することを可能とするもの。

第２　農業・農村をめぐる課題と土地改良事業の新たな視点

１　農業・農村をめぐる情勢及び課題

土地改良事業を計画的かつ効果的に実施するに当たっては、農業・農村を取り巻く内外の諸情勢について的確に認識した上で、対処していくことが重要である。

（１）食料安全保障を取り巻く環境の変化

世界の食料事情は、需要の増加、供給の不安定化、これらに伴う需給のひっ迫といった不安要素を抱えている。世界人口は増加を続け、令和６年（2024年）時点で82億人となっており、世界の食料需要が増大している。また、世界的な食料供給の不安定化を助長しているのが、気候変動によって頻発化する異常気象である。地球温暖化の進展により、高温、干ばつ、大規模な洪水等による災害が頻発化し、毎年のように、世界各地で局所的な不作が発生している。

食料需給がひっ迫傾向で推移すれば、輸入国による食料の獲得競争の一層の激化が懸念される。新興国等においては、食料需要が増加し、輸入量も急増している。その結果、世界最大の農林水産物純輸入国は平成10年（1998年）時点で日本がトップシェア（40%）であったが、令和３年（2021年）には中国がトップシェア（29%）となり、食料貿易のプライスメーカーとなっている。また、近年ではロシアのウクライナ侵略等の影響により食料価格指数の高騰が見られるなど、世界的な食料需給が不安定化する中、食料の輸入価格は上昇し、安定的な輸入にも懸念が生じている。

一方、国内においては、肥料費が令和２年（2020年）に比べ４割増加するなど、米の生産コストの上昇が続いてきた。こうしたコストの上昇に加え、流通状況を踏まえた集荷の動きなどにより、令和６年（2024年）産米の相対取引価格は前年産に比べ上昇している。このような中、将来にわたって、生産者が意欲をもって持続的・安定的に生産し、かつそれを消費者が手に取りやすい価格で供給できる、生産者・消費者双方にとってメリットのある米の安定供給や、そのために必要な水田の維持が求められている。

（２）農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響

我が国の総人口は平成20年（2008年）をピークに減少しているが、農村は都市に先駆けて人口減少が進行し、農業者の減少・高齢化が著しい。基幹的農業従事者[10]は、平成12年（2000年）の240万人から令和６年（2024年）には111万人と半減し、その年齢構成のピークは70歳以上となっている。20年後の基幹的農業従事者の中心となることが想定される現在の60歳未満層は、全体の約２割の25万人程度にとどまっている。

また、特に中山間地域の農村では人口減少・高齢化がより急速に進んでおり、集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響が生じるだけでなく、農村の地域社会の維持が困難となるおそれがある。

（３）農業生産基盤等の脆弱化

食料生産と国土保全の基盤である農地の面積は、荒廃農地[11]の拡大、宅地等への転用等により、近年は、毎年約３万haずつ減少しており、ピーク時の609万ha（昭和36年、1961年）から427万ha（令和６年、2024年）に減少している。水田の整備状況については、50a以上、１ha以上に大区画化された面積は、それぞれ全体の12%、6%にとどまる。

基幹的な農業水利施設[12]については、更新整備を進めているものの、標準耐用年数[13]を超過した基幹的施設数の割合は、平成19年（2007年）から令和５年（2023年）にかけて42%から58%、基幹的水路延長の割合は、25%から48%へと増加している。

施設の老朽化が進行する中、特に管水路（パイプライン）については、機能診断、劣化予測等が困難な場合が多く、近年、破裂、漏水等の突発事故が多発している。こうした事故の頻発化は、食料供給を不安定なものにするだけでなく、農村地域の生活等に深刻な被害を及ぼすおそれがある。

また、農道や農業集落排水施設については、供用開始後20年を経過するものの割合が、令和６年（2024年）時点で農道橋は84%、農道トンネルは68%、農業集落排水施設は84%であり、近年増加している。

[10] 15歳以上の世帯員のうち、仕事として主に自営農業に従事している者。

[11] 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

[12] 受益面積が100ha以上の農業水利施設。

[13] 所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。
貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

（４）自然災害リスクの増大

近年、気候変動の影響により、集中豪雨が激甚化・頻発化している。１時間降水量 50 mm 以上の平均年間発生回数は、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までの期間は約 226 回であったが、平成 26 年（2014 年）から令和５年（2023 年）までの直近 10 年間は約 330 回と約 1.5 倍に増加している。今後、短時間強雨の発生回数の増加や降雨規模の増大はますます顕著になると予想され、洪水リスクや老朽化した農業水利施設等の被災リスクが増加するおそれがある。

一方で、日降水量 1.0 mm 以上の年間日数は減少しているほか、日本の平均気温は明治 31 年（1898 年）から令和６年（2024 年）までの間に 100 年当たり 1.4℃の割合で上昇し、令和６年の平均気温は過去最高を記録するなど、渇水及び高温による収量、品質の低下など農作物への影響が懸念されている。

また、南海トラフ地震の発生確率が今後 30 年以内で 80%程度[14]と評価される中、南海トラフ地震防災対策推進地域[15]には、全国の基幹的農業水利施設の約３割が存在するなど、大規模地震による被災リスクが高まっている。

こうした気候変動による災害頻度が高まっていること、大規模地震の発生が切迫していることなどを踏まえると、令和６年能登半島地震や奥能登豪雨のように、先発の自然災害の影響が残っている状態で、後発の自然災害が発生することで、単発の災害に比べて被害が拡大する「複合災害」の発生頻度が高まることも想定される。

また、自然災害の激甚化・頻発化により、農地・農業水利施設においては、豪雨・地震による湛水被害、損壊等、多大な被害が発生している。農業用ため池は全国に約 15 万か所、うち防災重点農業用ため池[16]は約５万 3,000 か所存在しており、豪雨や地震により被災する事例が多発している。

（５）持続可能な環境配慮の主流化

農業は自然環境との親和性が高い産業である一方、化石燃料、化学肥料の使用等による温室効果ガス[17]の発生や水質悪化に伴い、気候変動及び生物多様性への影響が懸念されている。

こうした背景を受けて、SDGs[18]やパリ協定、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、気候変動、生物多様性の保全等の地球規模の課題に取り組むことが求められており、農業においても、環境と調和のとれた食料システムの確立が求められている。

このため、「みどりの食料システム戦略」（令和３年５月農林水産省策定）に基づき、調達、生産、加工・流通及び消費のサプライチェーン全体において、環境負荷低減の取組を進めることとしている。

（６）農業・農村の多様性への配慮

我が国の農業は、地域ごとの地理的・気象的条件の違いを背景に、稲作、畑作、施設園芸、果樹、畜産等の多様な営みが展開され、経営形態・経営規模の多様化が進んでいる。

また、農村では、人口減少・高齢化、土地持ち非農家[19]の増加による混住化等の構造変化により、地域を支える農村協働力が低下しつつある。

これらの多様な実態及び構造変化を踏まえつつ、農業生産、農村環境を健全に維持・保全し、次世代へ継承するため、農業・農村の多様性に配慮した、より柔軟な取組が求められている。

（７）建設業等を取り巻く情勢の変化

建設業では、働き方改革の一環として、令和６年（2024 年）４月から時間外労働の上限規制が適用されている。現場では担い手の高齢化が進んでおり、建設業就業者数も減少していることから、ICT 技術の活用等による省力化・省人化の推進とともに、将来的な担い手の育成・確保が喫緊の課題である。

また、労務単価は、令和４年（2022 年）と比較して令和７年（2025 年）までの間に約 18%上昇し、建設資材価格は約 23%上昇している。労務単価、建設資

14 「長期評価による地震発生確率値の更新について」（令和７年１月 15 日地震調査研究推進本部地震調査委員会）

15 南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生じるおそれがあるものとして、令和７年７月１日に第 45 回中央防災会議の答申を踏まえて指定した地域。

16 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和２年法律第 56 号）に基づき、その決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして都道府県が指定した農業用ため池。

17 地面から放射された赤外線の一部を吸収・放射することにより地表を暖める働きがあるとされるもの。代表的なものとして二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4、水田等から発生）、一酸化二窒素（N_2O、家畜排せつ物等から発生）等がある。

18 Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年９月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和 12（2030）年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な 17 の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。

19 農家以外で耕地及び耕作放棄地を５a 以上所有している世帯。

材価格等の上昇に伴い、総事業費の増加や事業工期の延伸が懸念される。

土地改良に関わる建設業においては、担い手の高齢化が進む中、技能の継承や担い手の確保が急務となっており、また、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、迅速かつ的確な災害対応能力の強化も求められている。くわえて、農村における人口減少・高齢化に伴い地域住民による農業水利施設等の継続的な維持管理が課題となっている中、建設業には、土地改良施設に関する知見を活かし維持管理に参加するなど、地域の安全・安心を支える重要な役割も期待されている。

また、建設業のみならず、国、都道府県、市町村、土地改良区等の農業農村工学技術者は減少傾向であり、人材の育成・確保や技術の継承が喫緊の課題である。

２　土地改良事業の新たな視点

我が国の農業・農村を取り巻く情勢及び課題を踏まえると、今後、土地改良事業の実施に当たっては、これまで以上に新しい視点を取り入れていくことが求められている。

（生産性の向上による食料自給力の確保）

農業者の減少・高齢化を踏まえると、今後約20年で基幹的農業従事者は現在の約４分の１の約 30 万人まで激減するおそれがあり、今よりも相当程度少ない農業者で我が国の食料生産を支えていかなければならない。一方で、労働時間の大幅な削減を可能とする1 ha 以上の大区画の水田整備率は６％にとどまっており、少ない農業者でも効率的な営農が可能となるような生産基盤の強化が急務である。

このため、20年後の我が国の農業構造にも対応できるよう、生産性を抜本的に向上させ、将来にわたって食料自給力を確保する観点から、1 ha以上の大区画農地の整備、管理作業の省力化整備、情報通信環境の整備等を通じてスマート農業技術の導入や農地の集積・集約化を推進する。

また、消費者の需要に即した農業生産を推進する観点から、水田の汎用化・畑地化や畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化に取り組む。

くわえて、農地の大区画化等の基盤整備を通じて生産コストを低減させることにより、国産農産物の輸出促進を図り、海外から稼ぐ力の強化に貢献する。

（農業水利施設の持続的な機能保全）

農業水利施設の老朽化が進む中、その機能を持続的に保全していく観点から、地域内の関係者による保全体制の構築、計画的な補修・更新、状況に応じた迅速な補強等を実施するための新たな仕組みを活用するとともに、ロボット技術等の最新の技術的な知見を踏まえた維持管理の効率化・高度化を推進する。

（増大する自然災害リスクへの対応）

気候変動の影響に伴い激甚化・頻発化する集中豪雨や南海トラフ地震等の大規模地震に対応する観点から、これまでの農業水利施設の長寿命化・耐震化等の防災・減災対策に加え、将来の降雨予測に基づく新たな計画策定手法の導入、防災重点農業用ため池の防災工事等の加速化等を通じ、国土強靱化に向けた取組を推進する。また、渇水及び高温による農作物への影響に対応する観点から、流域内の水資源の有効活用により、必要な農業用水の確保を図る。

（農村関係人口の拡大等を通じた農村の振興）

農村人口の減少下においても地域社会を維持する観点から、引き続き、６次産業化、農泊等の地域資源を活用した取組と連携した農業生産基盤の整備や、人が住み続けられるための生活インフラの整備を通じて、農村関係人口を拡大する。さらに、女性・若者といった多様な人材の参画等により土地改良区、多面的機能支払制度の活動組織等の体制強化を通じて活動を活性化することで、農村の振興に貢献する。

（環境と調和のとれた持続可能な農業生産）

温室効果ガスの削減や有機農業の拡大を後押しする観点から、農業水利施設における省エネルギー化及び小水力発電等の再生可能エネルギーの活用、農地の区画整理による機械作業の効率化、自動給水栓の設置による水管理の効率化等を推進する。

（円滑かつ効果的な事業実施に必要な視点）

農業・農村の多様化に対応するため、引き続き、地域ごとの地形・土壌・気象条件、地域特有のニーズ等を踏まえた、柔軟かつきめ細かな基盤整備を実施する。

また、情勢の変化や課題に対応し、くわえて、農業農村工学技術者を育成・確保していくため、産学官の連携による技術開発や研修等による人材育成を推進するとともに、土地改良事業の必要性や土地改良区の役割に関して国民からの理解を得ていくことが求められる。

さらに、良好な農業生産基盤を安全かつ着実に整備・保全していくため、土地改良に関わる建設業における、ICT を活用した情報化施工技術の導入、施設の維持管理への参加等を促進する。

第３　土地改良事業の基本的な方向性と政策課題

土地改良事業の使命を果たすべく、食料・農業・農村基本法及び土地改良法の改正並びに新たな食料・農業・農村基本計画及び第１次国土強靱化実施中期計画の策定を通じて、土地改良事業の目的・役割の明確化及び具現化に取り組んできた。それらを踏まえ、農業・農村に関する施策展開の考え方を定め、本計画における政策課題を設定する。

１　土地改良事業の基本的な方向性

（１）食料・農業・農村基本法の改正

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和６年法律第44号）による改正後の食料・農業・農村基本法（以下「改正基本法」という。）では、以下のとおり、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められた。

（基本理念）

「食料安全保障の確保」及び「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに規定された。また、生産性向上・付加価値向上・環境負荷低減により農業の持続的な発展が図られなければならない旨及び地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨が追記された。

（基本的施策）

「第29条　農業生産の基盤の整備及び保全」において、農業生産基盤の「整備」に加えて「保全」が追記された。さらに、生産性の向上に加え、防災・減災を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにすること、先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施に留意することなどが追記された。

また、「第44条　農地の保全に資する共同活動の促進」、「第45条　地域の資源を活用した事業活動の促進」、「第46条　障害者等の農業に関する活動の環境整備」、「第48条　鳥獣害の対策」において、農村の振興に関する施策が新たに規定された。

（２）食料・農業・農村基本計画の策定

新たな食料・農業・農村基本計画では、改正基本法に基づき、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があっても対応し得る構造にするため、その計画期間を５年間とし、初動５年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとされた。また、実効性を高めるため、食料安全保障の確保に関する目標及び施策の有効性を示すKPIを定め、少なくとも年１回、KPIの検証等によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行うこととされた。

土地改良事業については、食料自給力の確保に向け、農業の生産基盤の確保及び生産性向上に必要な取組として、「スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備」、「農業水利施設の戦略的な保全管理」及び「農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策」が位置付けられた。また、これらの施策に関連する令和12年（2030年）を目標年とするKPIとして、「大区画化等の農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減割合：６割削減（現状比）」、「農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合：100%を維持」、「防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事の着手割合：９割以上」が定められた。

（３）土地改良法の改正

土地改良法等の一部を改正する法律（令和７年法律第14号）による改正後の土地改良法（以下「改正土地改良法」という。）では、以下のとおり、目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直しが行われるとともに、新たな措置を講ずるよう改正された。

（目的規定）

改正基本法に即して、農業生産の基盤の「整備」に加え、「保全」を図る旨を明確化し、あわせて、「農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施」に資することを目的とすると改正された。

（土地改良長期計画に係る規定）

良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るための農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨とするよう改正された。あわせて、計画期間に係る農業の生産性の向上、農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施の方向に即して定めることとするよう改正された。

（事業制度の創設等）

農業者を含む農村人口の減少が進む中、農業水利施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応し、農業水利施設の保全等を図るため、申請によらない国等による基幹的な農業水利施設の更新事業の創設、土地改良区が地域の関係者と連携して行う農業水利施設等の保全に係る制度の創設、農地中間管理機構関連事業[20]の実施主体の拡充、急施の事業への再度災害及び老朽化による事故を防止するための事業の追加等の措置を講ずるよう改正された。

（４）第１次国土強靱化実施中期計画の策定

令和５年（2023年）６月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）が改正され、国土強靱化実施中期計画の策定等が規定された。

これを踏まえ、令和７年（2025年）６月に第１次国土強靱化実施中期計画が策定され、計画期間が令和８年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの５年間、推進が特に必要となる施策の事業規模はおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映することとされた。

推進が特に必要となる施策の目標は、いつどこで発生してもおかしくない大規模自然災害に備え、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度の期間を一つの目安として、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを念頭に設定されている。土地改良事業関係の施策については、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「『田んぼダム[21]』等の取組」、「農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策」、「農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策」、「集落排水施設の耐震性能照査・保全対策」等が位置付けられた。

２　農業・農村に関する施策展開の考え方
～食と暮らしを支える水と土の未来のために～

農業者の減少・高齢化、農業生産基盤の脆弱化、災害リスクの増加など農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中、食料安全保障上のリスクが近年に例がないほど高まっている。さらに、我が国の農業・農村は、約20年後には基幹的農業従事者が現在の約４分の１まで激減するという、これまで経験したことのない課題に直面していくことになる。このような農業・農村の将来の姿を見据えたとき、意欲ある担い手が離農農地の受皿となり規模拡大を進め、我が国の食料生産を支えていけるよう、これら担い手による生産性の高い営農を可能とする基盤を整えていく必要がある。

このような情勢の変化に対処できるよう、改正基本法に基づく初動５年間において、農業の構造転換を集中的に推し進めていく。

土地改良事業においては、コストの徹底的な低減に向け、1 ha以上の大区画農地の整備等を加速化させるとともに、農業水利施設の機能を持続的に確保していくことにより、担い手が生産性を向上させながら、効率的な営農を展開することが可能となる基盤を確保していく。あわせて、気候変動等により増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化を通じ、継続的な農業生産活動及び農村の安全・安心な暮らしを実現する。

また、生産基盤と生産・販売施設の総合的な整備や、生活インフラの整備のほか、土地改良区、多面的機能支払制度の活動組織等の体制強化を通じた活動の活性化等を通じ、地域社会の維持を図る。

これらにより農業生産基盤の整備・保全、農村の振興を図り、食料自給力の確保に貢献していく。この際、「農村協働力」の発揮を通じた効果的・効率的な施策の展開や、「環境と調和のとれた持続可能な農業生産」の実現に向けた取組を併せて推進していく。こうした取組を通じて、国民の食と暮らしを支える「水と土」を未来に継承し、将来にわたって、食料安全保障の確保、更には農業の有する多面的機能の発揮の実現を目指す。

３　本計画における政策課題

前述の農業・農村に関する施策展開の考え方を踏まえ、我が国の農業・農村が抱える深刻かつ複雑な課題に正面から向き合い、食料安全保障の確保及び多面的機能の発揮の実現に向け、本計画では、以下の四つの政策課題を掲げ、その実現に向けて全力で取り組む。

（１）生産性向上等に向けた生産基盤の強化

生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業経営の規模の拡大による農業構造の改善等を実現するためには、良好な営農条件を備えた農地を確保する必要がある。

このため、生産コストの低減に向け、平坦地においては1 ha以上の区画を基

[20] 農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする、農業者の費用負担によらない土地改良事業。

[21] 小さな穴の開いた調整板等の簡単な器具を水田の排水口に取り付けて流出量を抑えることで、水田の雨水貯留機能の強化を図り、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図る取組。

本とする農地の大区画化等、大区画化が困難な中山間地域等においては管理作業の省力化に資する整備等を推進し、農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入促進に取り組むとともに、水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化により、国内の需要等を踏まえた生産の拡大に取り組む。

（２）農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

農地に農業用水を安定的に供給するとともに雨水等を適切に排水するために必要不可欠な農業水利施設については、老朽化の進行に伴う突発事故の増加、施設操作に係る人員の減少・高齢化、都市化・混住化、気候変動等による管理の複雑化・高度化等の課題に対応する必要がある。

このため、農業水利施設の計画的な補修・更新、状況に応じた迅速な補強、維持管理の効率化・高度化等を推進し、農業水利施設を戦略的に保全管理することで、施設機能の持続的な確保に取り組む。

（３）増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

気候変動等により自然災害が激甚化・頻発化し、農地・農業水利施設等において多大な被害が発生しているが、農業生産活動が継続的に行われるようにするとともに、農村の安全・安心な暮らしを実現するためには、こうした災害被害の防止又は軽減を図る必要がある。

このため、農業・農村の強靱化に向け、防災重点農業用ため池の防災工事を加速化するとともに、気候変動等を踏まえた農業水利施設の豪雨対策及び地震対策、農地・農業水利施設を活用した流域治水対策など防災・減災対策に取り組む。

（４）農村の価値や魅力の創出

農村における人口減少・高齢化等の情勢の変化が生じる状況においても、地域社会が維持され、食料供給機能及び多面的機能が発揮されるようにするためには、農村の価値や魅力の創出に向けた農村の振興を図る必要がある。

このため、生産基盤と生産・販売施設の総合的な整備、生活インフラの整備等を通じて、所得の向上と雇用機会の創出や、農村に人が住み続けられる生活環境の確保に取り組む。また、土地改良区、多面的機能支払制度の活動組織等の体制強化を通じて活動を活性化するとともに、環境負荷低減の取組等も活用しつつ、農業・農村に多様な人材が関わる機会を創出し、農村を支える人材の裾野の拡大に取り組む。

第４　政策課題を達成するための目標と具体の施策

１　政策課題と政策目標の枠組み

（１）目標と具体の施策

土地改良事業を計画的かつ効果的に実施するため、四つの政策課題に対応した五つの政策目標を定め、その達成に向けて重点的に取り組むべき具体の施策を整理する（表１）。

なお、事業の推進に当たっては、土地改良事業と関連する取組を組み合わせて実施することが有効であることから、本計画において対象とする施策は、土地改良事業を基本としつつ、関連する取組も含めることとする。

（２）成果の着実な達成に向けた土地改良事業の重点的・効果的な実施

厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用し、成果を着実に達成する観点から、施策の不断の点検と見直しを行うとともに、目的に応じた施策の選択と集中的実施が重要である。

施策の企画・立案に当たっては、達成すべき政策目標を明らかにした上で、教育機関、研究機関及び民間企業とも連携しつつ、根拠に基づく施策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進するとともに、その時々の国内外の需要等、情勢の変化に臨機応変に対応することが重要である。そのためには、こうした取組を支える人材の育成・確保も必要である。

また、事業の実施に当たっては、ハード・ソフトの対策を適切に組み合わせ、地域の特性に応じて、施策を効果的に講ずることが重要である。

なお、労務単価、資材価格等の上昇による影響にも適切に対応しつつ、地方や農家の負担にも配慮しながら、国と地方が適切な役割分担の下で、円滑かつ着実に事業を実施していくことが重要である。

（表１）

政策課題１　生産性向上等に向けた生産基盤の強化
政策目標１　農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減
（１）担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進
政策目標２　国内の需要等を踏まえた生産の拡大
（２）国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大のための水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
政策課題２　農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保
政策目標３　農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保
（３）基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進
（４）施設の集約・再編、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用、ICT 導入等による維持管理の効率化・高度化の推進
政策課題３　増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化
政策目標４　気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進
（５）防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進
（６）気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、渇水・高温対策、農業水利施設の地震対策、農道及び農業集落排水施設の強靱化等の推進
政策課題４　農村の価値や魅力の創出
政策目標５　農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出
（７）生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を通じた所得の向上と雇用の創出、生活インフラの整備の推進
（８）多様な人材の参画等を通じた農地・農業水利施設等の保全管理の体制強化、環境負荷低減の取組等の推進

２　目指す成果と達成に向けて講ずべき施策

（１）政策課題１：生産性向上等に向けた生産基盤の強化

政策目標１　農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減

全国の水田のうち、50 a 以上、１ha 以上に大区画化された面積は、それぞれ全体の 12%、６%にとどまる中、基盤整備が行われておらず、良好な営農条件が確保されていない農地については、担い手が借り受けしづらい状況があり、地域計画[22]でも受け手不在農地となる傾向がある。

また、平成 11 年（1999 年）から令和４年（2022 年）にかけて、稲作労働時間は全体で 38%低減したものの、水管理・草刈り等の管理作業に係る労働時間は 24%の低減にとどまる。今後の農業者の減少も踏まえれば、農地周りの水管理・草刈り等の管理作業が営農上の負担になるおそれがある。

一方、自動走行農機、自動給水栓等のスマート農業技術の展開に必要な情報通信環境について、農地においては携帯電話等サービスを利用できない場所や、障害物、地形条件等により利用しにくい場所も存在している。

今後、農業者が減少する中で、良好な営農条件を備えた農地を確保し、生産性向上を図るには、担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に資する基盤整備を推進する必要がある。

くわえて、今後成長する海外の食市場を取り込み、国産農産物の輸出促進を通じて海外から稼ぐ力を強化する観点から、良好な農業生産基盤を整備する必要がある。特に、近年、輸出量が増加傾向にある米については、輸出向け産地の育成に向け、生産コストの一層の低減に取り組む必要がある。

また、地形による制約など不利な生産条件を有する中山間地域等においても、生産性を向上し、農業生産活動を継続的に実施するためには、条件不利性の改善に資する基盤整備を推進する必要がある。

[22] 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）などを明確化し、公表したもの。

ア　政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策１　担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進

（生産コストの低減に向けた農地の大区画化等）

・　担い手への農地の集積・集約化

生産コストの低減に向け、地域計画と連携しつつ、畦畔除去等の簡易整備を含む農地の大区画化、将来の更なる大区画化を見据えた農地の均平化、用排水路の管路化等の基盤整備を推進し、農業法人等の担い手への農地の集積・集約化を加速する。また、受け手不在農地に円滑に新規就農者や企業等の新規参入者を誘致する観点から、農地中間管理事業[23]の活用を通じ、農地整備と地域の関係機関による誘致施策の一体的な取組も推進する。くわえて、改正土地改良法において、農地中間管理機構関連事業の事業実施主体に市町村が追加されるとともに、農地中間管理機構が所有権を有する農用地が事業対象に追加されたことも踏まえ、地域計画の実現に向けてきめ細かな基盤整備を推進する。

・　スマート農業技術の導入促進、管理作業の省力化

自動走行農機等のスマート農業技術の導入促進に向け、農地の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化、情報通信環境の整備等を推進する。あわせて、中山間地域を始めとして、営農上の負担となっている水管理・草刈り等のほ場周りの管理作業の省力化を図るため、自動給水栓、リモコン草刈機等のスマート農業技術の導入に適した水路のパイプライン化、法面の緩傾斜化、畦畔の拡幅等の整備を推進する。これらの基盤整備の実施に当たっては、スマート農業技術の導入効果等の周知を図りつつ、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第63号）に基づく生産方式革新事業活動、専門作業の受注等を行う農業支援サービス事業等の関連施策との連携を図る。また、スマート農業技術、管理作業の省力化等に対応した新たな設計指針を令和７年度（2025年度）に制定し、技術面からの後押しを行い、平坦地の農地においては１ha以上の大区画化を大幅に推進する。

・　輸出の促進

輸出向け産地の育成に向け、フラッグシップ輸出産地との連携の強化等を図りつつ、担い手の生産コスト低減のための農地の大区画化等の基盤整備を促進する。

（中山間地域等の特色を踏まえた基盤整備）

地形的な制約により大区画化が困難な中山間地域等においては、地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るため、中山間地域等の条件不利性の改善に必要な農地、農業水利施設、情報通信環境等の整備を推進するとともに、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備を推進する。

イ　施策の成果目標

①　重要業績指標（KPI）

○　生産コストの低減

・大区画化等の基盤整備実施地区における、担い手の米生産コストの労働費削減割合　６割以上

・基盤整備着手地区において、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を行う地区の割合　10割

②　活動指標

・基盤整備完了地区における担い手への農地集積率　９割以上

・基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する農地集約化率　９割以上

・基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率　1.5倍以上

・地域による農地・農業水利施設等の保全管理により構造改革の後押しが図られている地域の割合　10割

政策目標２　国内の需要等を踏まえた生産の拡大

国内の需要等を踏まえた生産に対応するためには、輸入依存度が高い麦・大豆、飼料作物や、国内外で需要のある野菜、果樹等の園芸作物の国内生産を増大していくことが課題となっている。持続可能な農業や海外市場も見据えた農業に転換していく観点からも、複合経営への転換、麦・大豆・園芸作物等の生産性向上及び規模拡大を図りつつ、新たな産地形成を促進することが重要であ

[23] 都道府県知事が県に一つに限って指定する農地中間管理機構が、農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業。なお、農地中間管理機構は農地中間管理事業以外に、特例として農地売買等事業も行う。

る。

このため、地域の合意の下で、水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進する。

ア　政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策２　国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大のための水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

輸入依存度の高い麦・大豆及び野菜、果樹等の園芸作物について、産地形成に向け、需要者の求める用途等に応じて安定的な数量・品質で供給できるよう、排水改良等による水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化を推進する。その際、地下水位の自在な調整により、作物の収量・品質の向上を図るため、地下水位制御システム[24]の導入を推進する。

これらの基盤整備に当たっては、地理的条件、土壌的条件、営農形態等の各地域の特性も踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな整備が必要である。また、効率的なブロックローテーション等の実現に向けた土地利用・水利使用の調整も推進する。

くわえて、飼料作物の生産性向上を図るため、草地の大区画化等の整備を推進する。

イ　施策の成果目標

①　重要業績指標（KPI）

○　国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大

・基盤整備完了後、一定期間が経過した地区[25]において、事業実施前後で麦・大豆等の生産量が３割以上増加している地区の割合　８割以上

・基盤整備完了後、一定期間が経過した地区[26]において、事業実施前後で園芸作物の生産額が２割以上増加している地区の割合　８割以上

②　活動指標

・基盤整備着手地区[25]において、事業実施前後で麦・大豆等の生産量が３割以上増加する地区の割合　８割以上

・基盤整備着手地区[26]において、事業実施前後で園芸作物の生産額が２割以上増加する地区の割合　８割以上

・裏作が可能な地域における基盤整備完了地区の耕地利用率　125%以上

ウ　事業量（施策１、２共通）

・水田の基盤整備　約９万 ha

　うち、水田の大区画化（１ha 以上）　約６万 ha

・水田の汎用化　約６万 ha

・畑の区画整理・排水改良　約 3.6 万 ha

・畑地かんがい　約 2.4 万 ha

（２）政策課題２：農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

政策目標３　農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保

農業用ダム、農業用ため池、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設は、農地に農業用水を安定的に供給するとともに雨水等を適切に排水するために必要不可欠な施設である。

しかし、農業水利施設は老朽化が進行しており、明治用水頭首工の漏水のような突発事故により、地域社会への影響が大きな事案も発生している。このため、基幹的な農業水利施設については、機能診断、健全度評価、劣化予測等を行い、あらかじめ、補修・更新の工法や時期を定め、計画的な対策を行っていくことがより一層重要となっている。

一方、パイプラインについては、機能診断、劣化予測等が困難な場合が多く、老朽化の進行等により突発事故が多発している状況にある。このため、突発事故が生じた箇所の迅速な対応はもとより、当該箇所と一連の施設において同様の事故が連続して発生する事態への対応や、重大な事故の予兆となるような漏水、亀裂等が生じている施設についても迅速に対応することが課題となっている。

また、農業水利施設の維持管理については、農業者を含む農村の人口減少により、管理体制が脆弱化している。その体制の中心となる土地改良区については、受益面積 300 ha 未満の小規模な地区が全体の約７割を占め、専任職員不在

[24] 暗渠排水と地下かんがいを両立し、地下水位を作物の生育状況に適した水位に制御できるシステム。水管理の適正化・省力化が図られるほか、湿害や過度の乾燥を軽減し、作物の収量・品質を向上させることができる。

[25] 麦・大豆等の生産量増加を計画している地区を指す。

[26] 園芸作物の生産額増加を計画している地区を指す。

が全体の約５割となるなど、運営基盤に課題を抱えているものも多い。くわえて、集落の共同活動が困難となっており、基幹施設の維持管理は主に土地改良区、末端施設の維持管理は主に地域住民（共同活動）といった従来の役割分担だけでは、農業水利施設の保全管理が困難となっていくおそれがある。また、土地改良区等の施設管理者は、都市化・混住化、気候変動、営農の変化等により、複雑かつ高度な維持管理を行うことが求められており、管理コストも増加傾向にある。さらに、末端施設の維持管理においては、 人力による作業を前提としていることが多く、管理作業の省力化が求められている。

このため、施設の計画的な補修・更新や状況に応じた迅速な補強、保全管理を推進する体制の構築、維持管理の効率化・高度化等を通じて、基幹から末端にわたる施設の機能を持続的に保全し、将来にわたって農業用水の安定供給及び良好な排水条件を確保することが必要である。

ア　政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策３　基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進

（水土里ビジョンの策定）

基幹から末端までの農業水利施設の機能保全を図るため、土地改良区、市町村、集落等の関係団体が協議を通じて役割分担を明確化し、地域内の関係者が連携して施設の保全に取り組むための連携管理保全計画（以下「水土里ビジョン」という。）の策定を推進する。水土里ビジョンは、国、都道府県、土地改良事業団体連合会が助言・指導等を行いつつ、土地改良区が主体となり、市町村、集落等の関係者と協議の上で作成し、これに基づく取組を地域一体となって推進する。

（適時適切な補修・更新）

広範囲の受益を有する基幹的な農業水利施設については、機能の低下により、地域の農業生産活動の持続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、農業者からの申請のみならず、改正土地改良法に基づく国又は都道府県の発意による事業実施を通じて、計画的な更新を推進する。その際、調査・計画・実施の全ての段階において、地域の農業者や土地改良区を始めとする関係団体との十分な合意形成を図る。

また、急施の事業における、突発事故の復旧と併せて行う類似の被害防止対策、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の迅速な補強、代替施設の新設等を通じて、突発事故、機能喪失による通水停止等の事態の未然防止を図る。特に、埼玉県八潮市の下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故等を踏まえ、道路陥没のリスクの大きいパイプラインへの対応を重点的に推進する。

これらの取組を通じて、施設を長寿命化し、ライフサイクルコスト[27]の低減を図る。

（適切な保全管理の推進）

気候変動、都市化・混住化等の諸情勢の変化を踏まえ、土地改良区等による施設管理への支援施策を通じ、土地改良区と市町村、関連施設の管理者等との連携及び土地改良区同士の連携の強化を図る。土地改良区同士の連携に当たっては、複数の土地改良区が共同で水土里ビジョンを策定し、土地改良区間の水利調整、洪水時・渇水時の人材・資機材の融通等に取り組むことを促進する。

農地周りの草刈り、水路の泥上げ等の農地・農業水利施設の保全に資する共同活動を支援する多面的機能支払制度等については、活動組織等の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画等を推進し、適切な保全管理に取り組む農地の維持・拡大を図る。

（情勢の変化に対応した農業用水の確保）

担い手の経営規模の拡大、水稲の品種や栽培方法の多様化、気象の変化等に対応し、必要な農業用水を確保・供給することができるよう、河川の流量等を踏まえつつ、水利使用規則の変更や緊急的な取水に向けた他の利水者や河川管理者との協議・調整等を推進する。

施策４　施設の集約・再編、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用、ICT 導入等による維持管理の効率化・高度化の推進

（維持管理の効率化・高度化）

農業水利施設の維持管理に当たっては、最新の技術的な知見を踏まえつつ、老朽施設の機能診断におけるロボット技術等の活用、更新に際しての施設の集約・再編及びポンプ等の省エネルギー化、小水力発電等の再生可能エネルギー利用、操作・運転の省力化・自動化のための ICT 導入等を推進する。

農地周りの水路等については、管理作業の省力化を図るため、用排水路の管

[27] 施設の建設に要する経費に、供用期間中の運転、補修等の維持管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した額。

路化、自動給水栓の導入・更新、畦畔の拡幅、法面の被覆等を一層推進する。

また、施設管理者に対して、最新の技術的な知見を踏まえた維持管理の効率化・高度化のための技術的支援を行う。

くわえて、維持管理の更なる効率化・高度化に向け、引き続き、関係機関と連携しつつ、施設情報のデジタル化を図るとともに、AI 等を活用した日常点検・機能診断、再生可能エネルギー利用等の関連する分野の技術開発を推進する。

（情報化施工の導入促進）

ガイドラインの整備、入札時の企業評価での加点による導入業者へのインセンティブ付与等の取組を通じ、情報化施工の導入を促進する。また、調査・測量、設計、施工及び維持管理の各段階における３次元データの活用を通じたプロセス全体での生産性の向上を図るとともに、民間企業との連携を通じ、情報化施工で得られた３次元データをスマート農業技術に活用する。

イ　施策の成果目標

①　重要業績指標（KPI）

○　基幹から末端までの農業水利施設の機能保全の推進

・農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合　10 割

・土地改良区の受益面積のうち、水土里ビジョンにより地域の農業水利施設等の保全体制が構築された割合　８割以上

○　維持管理の効率化・高度化の推進

・更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区において施設の集約・再編、ICT の導入等により維持管理費を節減する地区の割合

10 割

②　活動指標

・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手率　10 割

・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策完了率　７割以上

・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積

（
・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積　237.8 万 ha
・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積　66.4 万 ha
）

・土地改良区における使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合　37%以上

・新技術の開発件数　80 件以上

・直轄工事における情報化施工技術の活用割合　７割以上

ウ　事業量

・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設

水路約 4,200km　施設約 730 か所

・うち、更新に着手する基幹的農業水利施設

水路約 1,100km　施設約 290 か所

・うち、対策を完了させる基幹的農業水利施設

水路約 3,000km　施設約 510 か所

・水土里ビジョンを策定する地区　約 1,000 地区

・農業水利施設のストック適正化等に着手する地区　約 160 地区

・農業水利施設を活用した小水力等発電電力量　約 2,900 万 kWh

・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積

（
・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積　237.8 万 ha
・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積　66.4 万 ha
）

（３）政策課題３：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

政策目標４　**気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進**

農業用ため池については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下「ため池管理保全法」という。）に基づき、適正に管理及び保全を行う必要がある。また、決壊等により人的被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和２年法律第56号。以下「ため池工事特措法」という。）に基づき、集中的かつ計画的に防災工事等を推進している。このような中、防災対策を講じる優先度が高く、ため池工事特措法の期間内（令和12年度末まで）に防災工事に着手することとして防災工事等推進計画に位置付けられている約9,000か所のうち約4,800か所が未着手であり、防災工事等を加速化する必要がある。

気候変動による少雪化・融雪の早期化及び渇水・高温、特定外来生物[28]の拡大等が生じている地域においては、農業用水が不足するリスクの増大、水管理の労力と費用の増高、施設操作への支障等が課題となっている。

また、令和６年（2024年）の能登半島における地震及び豪雨により、農業水利施設に加え、農道、農業集落排水施設等の施設にも甚大な被害が発生した。これらの施設は老朽化が進行しており、施設の強靱化を推進する必要がある。

このため、第１次国土強靱化実施中期計画等に基づき、農業用ため池等の農業水利施設、農道、農業集落排水施設等の防災・減災対策、流域治水の取組、渇水・高温対策等により、農業・農村の強靱化を推進する。

ア　政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策５　**防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進**

農業用ため池については、ため池管理保全法に基づき、適正に管理及び保全を行う。

防災工事等推進計画に位置付けられた防災重点農業用ため池については、国営事業による対応も含め防災工事（廃止工事を含む。）等を加速化する。また、農業用ため池の決壊のほとんどが豪雨によることから、地域の実情に応じ、洪水吐きの改修等の豪雨対策を地震対策に先行して整備する段階的整備を推進する。防災工事等の実施に当たっては、防災工事等基本指針に基づき、生物多様性の確保を始めとする農業用ため池の多面的機能の発揮に十分に配慮する。

あわせて、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成・周知、ため池サポートセンター等によるため池管理者への技術的な支援、ため池の水位等を把握するための遠隔監視機器の導入等のソフト対策を推進する。

また、ため池工事特措法の施行後５年を目途とした法の施行状況等の点検・検証を行い、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進の在り方をとりまとめる。

施策６　**気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、渇水・高温対策、農業水利施設の地震対策、農道及び農業集落排水施設の強靱化等の推進**

（将来予測に基づく施設の整備・改修）

気候変動に伴い激甚化・頻発化する豪雨災害に対応するため、従来の実績降雨に基づく計画策定手法を見直し、将来の降雨予測に基づく計画策定手法も導入し、気候変動に適応した排水施設の整備・改修を推進する。

（流域治水の取組）

農地・農業水利施設が有する雨水貯留機能及び洪水調節機能を効果的・効率的に発揮・活用するため、畦畔、落水口、暗渠排水、排水路の整備等による水田の「田んぼダム」としての活用（地域の共同活動による防災・減災の取組を含む。）、農業用ダム、農業用ため池等の事前放流や低水位管理を推進する。また、市街地や集落を含む地域全体の雨水排水にも寄与する排水施設の整備・管理等に取り組む。その際、これら流域治水の取組について、農地・農業水利施設が有する機能や農業者・施設管理者が果たす役割を地域住民等に発信する。

（災害被害の防止・軽減に向けた取組）

農地や農業用ため池等の農業水利施設が被災した場合は、被災状況に応じて、原形に復旧するだけでなく、災害復旧事業、あるいは、同事業に災害関連の事業を組み合わせることにより、再度災害の防止、生産性の向上等に向けた改良復旧に効率的・効果的に取り組む。

また、迅速な実施が可能となるよう、改正土地改良法において、急施の防災事業に、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補

[28] 我が国の生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき指定される外来生物。

強、代替施設の新設等が追加されるとともに、急施の復旧事業に、災害復旧と併せ行う再度災害の防止のための改良復旧及び突発事故の復旧と併せ行う類似の被害防止対策が追加された。これらの仕組みも活用し、農業水利施設等における被害の防止・軽減に向け、事前対策と事後対応をより効率的・効果的に実施する。

（渇水・高温等への対応）

気候変動による少雪化・融雪の早期化及び渇水・高温に対応するため、「流域総合水管理[29]」の考え方を踏まえ、水利用に関する情報共有など河川管理者、利水者等との連携の下で、流域内の水資源の有効活用により、必要な農業用水の確保を図る。また、同一水系等の複数の土地改良区が共同で水土里ビジョンを策定することにより、土地改良区間の水利調整、洪水時・渇水時の人材・資機材の融通等に取り組むことを促進する。

さらに、渇水・高温のリスクが高まっているため、必要な農業用水を確保するための農業水利施設の整備を推進するほか、著しい渇水時においては、MAFF-SAT[30]の派遣や、ポンプ・給水車等の活用、番水[31]、用水の反復利用等への支援を行うとともに、高温時においては、きめ細かな水管理等の取組を支援する。また、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物について農業水利施設の操作への支障や地域へのまん延を防ぐための駆除等の取組を支援する。

（農業水利施設の地震対策、農道及び農業集落排水施設の強靱化）

令和６年能登半島地震も踏まえ、大規模地震の備えとして、引き続き、農業水利施設等の地震対策を推進するとともに、農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策、農業集落排水施設の耐震性能照査・保全対策等により、これら施設の強靱化を推進する。

[29] 治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、「流域治水」・「水利用」・「流域環境」間の「利益相反の調整」や「相乗効果の発現」を図ることで、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる考え方のこと。

[30] 農林水産省・サポート・アドバイスチームの略称。災害発生時に、被災自治体に農林水産省等職員を派遣し、迅速な被災状況の把握、応急対策等の支援を実施。

[31] 用水ブロックごと、あるいはほ場ごとに順番と時間を決めて配水する節水方法。

イ　施策の成果目標

①　重要業績指標（KPI）

○　防災重点農業用ため池の防災工事の集中的かつ計画的な推進

・防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合　９割以上

○　湛水被害等の防止

・湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積　21 万 ha

②　活動指標

・防災重点農業用ため池の評価完了の割合　９割以上

・田んぼダムの取組を実施した水田の面積（地域の共同活動による防災・減災の取組を含む。）　17 万 ha（累計）

・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手率　10 割（再掲）

・個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手率　10 割

・最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手率　10 割

・避難所等の重要施設へ接続する農業集落排水施設の耐震性能照査の完了率　９割以上

ウ　事業量

・防災工事に着手する防災重点農業用ため池　約 3,400 か所

・評価が完了する防災重点農業用ため池　約 12,000 か所

・各種防災対策の実施　約 1,800 地区

・田んぼダムに取り組む水田の面積　約７万 ha

・更新に着手する基幹的農業水利施設

水路約 1,100km　施設約 290 か所（再掲）

・保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル　約 70 か所

・更新に着手する農業集落排水施設　約 500 地区

・耐震照査を実施する農業集落排水施設　約 1,200 施設

（４）政策課題４：農村の価値や魅力の創出

政策目標５　農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出

農村は、農業が営まれている場であり、農業者を含めた地域住民の生活の場でもあり、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている。また、中山間地域は、全国の総農家数、耕地面積、農業産出額のそれぞれ４割を占め、我が国の食料生産を担うとともに、多面的機能の発揮においても重要な役割を担っており、地域特性を活かした園芸作物等の導入や有機農業が行われている。

一方で、農村、特に中山間地域等では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進行しており、農業者の減少に伴う食料安定供給への支障が懸念される。農業生産活動を支える農地周りの草刈り、水路の泥上げ等の地域の共同活動については、活動参加者の減少及び高齢化により組織が弱体化し、活動の継続が困難となるおそれがある。これに併せ、農村内の非農業者も今後大幅な減少が見込まれ、農村の地域社会の維持も困難となるおそれがある。

このため、農村人口の減少下においても、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・保全を通じて、所得の向上と雇用の創出を図る取組を推進するとともに、農村に人が住み続けられる生活環境を確保する必要がある。また、これらの取組を通じて、農村の価値や魅力を創出し、農村外部の多様な人材に農業・農村に関わってもらう「農村関係人口の拡大」や、多様な魅力ある農業地域の資源を活かした取組である里業を推進しつつ、農村の振興を図ることが重要である。

さらに、農村で農業生産活動が適切に行われることにより発揮される多面的機能が今後とも維持・発揮されるよう、農地の保全に資する共同活動を促進するとともに、耕作放棄及び離農の要因にもなり得る鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。

くわえて、土地改良事業により整備されてきた農地・農業水利施設は、土地改良区を中心とした地域のコミュニティ等により維持管理されることによって、食料供給機能及び多面的機能を発揮し、農業・農村を支えてきた。その中心的な役割を担う土地改良区では、組合員の減少や高齢化が課題となっていることから、長期的視点に立ち、運営の活性化を図るため、女性・若者等の多様な人材の参画を促していくことが必要である。

また、食料システムを持続可能なものとするためには、環境負荷低減の取組を図る観点から、「みどりの食料システム戦略」に即した農業生産基盤等の整備・保全を推進する必要がある。このような取組の中で、有機農業を学ぶプログラム等の取組は、農村関係人口の拡大の一つのきっかけにもなり得る。また、長期中干し、冬期湛水等の環境負荷低減の取組は、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的な推進が期待される。

ア　政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策７　生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を通じた所得の向上と雇用の創出、生活インフラの整備の推進

（生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備）

中山間地域を始めとする農村において、冷涼な気候及び傾斜を活かした園芸作物の生産など地域の特色を活かした営農を確立するため、生産基盤及び生産・販売・交流・滞在施設等の総合的な整備を推進し、農村における所得の向上と雇用の創出を図る。これらの整備に当たっては、農村関係人口の拡大につながる農泊、農福連携等との相乗効果の発揮を図るとともに、女性・若者等にとっての暮らしやすさ・働きやすさに十分留意する。あわせて、中山間地域等の実情に応じ、農地へのアクセス向上のための農道整備、管理作業の省力化に資する農地整備など小規模できめ細かな基盤整備を推進する。

（生活インフラの整備）

中山間地域を始めとする農村に人が住み続けられるよう、農業集落排水施設の保全対策や維持管理の効率化のための再編・集約、農道の保全対策、情報通信環境の整備など生活インフラの整備を推進する。

施策８　多様な人材の参画等を通じた農地・農業水利施設等の保全管理の体制強化、環境負荷低減の取組等の推進

（多様な人材の参画を通じた体制強化等）

多面的機能支払制度について、活動組織の更なる体制強化に向け、都道府県、市町村等による企業、学校、農業に関心のある非農業者等と活動組織とのマッチングの推進などにより、若者等の確保を図りつつ、多様な組織及び非農業者の参画を促進する。また、都道府県、市町村等の支援により広域化を推進することで、集落の枠組みを越えて広域的に保全管理活動を実施できる体制を構築する。

中山間地域等直接支払制度については、共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる仕組みが構築されるよう、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくりを推進する。

さらに、多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度の両支払に取り組む地域における事務局の一元化、事務手続の簡素化、デジタル技術の活用等の効率化を推進する。

くわえて、令和９年度（2027年度）の水田政策の見直しに向け、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の在り方について検討を行う。

土地改良区においては、幅広い経営形態・規模の農業者が運営に参画することにより活動を活性化するとともに、国、都道府県、土地改良事業団体連合会等が連携して、地域の実情に応じつつ、女性・若者等の多様な人材の理事への登用を推進することで、中長期的に持続可能な組織運営体制を確立する。

また、中山間地域等における荒廃農地の発生防止と解消を図るため、地域ぐるみの土地利用に関する話合いに基づき、営農を続けて保全すべき農地、省力作物の栽培、放牧等の粗放的な利用を行う農地等を区分した上で、農地の保全に必要な基盤整備・施設整備を推進する。くわえて、ICTを活用した遠隔監視等のスマート鳥獣害対策も活用し、鳥獣被害防止対策を推進する。

（環境負荷低減の取組）

「みどりの食料システム戦略」に即して、農業水利施設の省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用、バイオ炭の農地施用等により、温室効果ガス削減を推進する。また、農地の区画整理、自動給水栓の設置等の基盤整備と併せて、有機農業の生産団地の形成を図る。さらに、多面的機能支払制度において地域でまとまりを持った長期中干し、冬期湛水等の環境負荷低減の取組を推進する。

（農村関係人口の創出・拡大等）

多様な人材が農村に関わる機会の創出に向け、「地方みらい共創戦略」（令和７年５月地方みらい共創研究会策定）に基づき、関係府省、都道府県、市町村、民間企業、教育機関等の参画するプラットフォーム（「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト）の下、地域と企業のマッチング、連携等の「新結合[32]」を促す取組を推進する。その取組に加えて、里業等の推進を通じて、農村関係人口を創出・拡大し、所得の向上と雇用の創出、生活の利便性確保等を図り、地方創生2.0を推進する。

[32] 異なる分野や領域に属する要素同士を従来にはなかった形で組み合わせること。単なる足し算ではなく、掛け算として異質な要素同士が交わることで、想像を超えた新たな価値を創出するものであり、画期的な商品やサービスを生み出し、地域の所得と雇用の増大や、地域の課題解決につながる可能性を秘めているもの。

イ　施策の成果目標

①　重要業績指標（KPI）

○　総合的な整備を通じた所得の向上

・中山間地域等において、農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備を行っている地区のうち、収益力向上等を達成する地区の割合

10割

○　地域の共同活動の維持に向けた体制強化

・農地の保全に資する地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合

（
・農地・農業水利施設等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合　５割以上
・中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合　５割以上
）

②　活動指標

・土地改良区（土地改良区連合を含む。）の理事に占める女性の割合

10%以上

・基盤整備着手地区において、「みどりの食料システム戦略」に係る環境負荷低減の取組を促進する地区の割合　10割

・整備・更新を行う小水力等再生可能エネルギー発電施設のうち、自家消費や地域一体的な電源の活用に取り組む施設の割合　８割以上

・農地の保全に資する地域の共同活動への参加者数

延べ1,380万人・団体以上

・地域活性化に資する情報通信環境の整備に取り組む地区の割合

６割以上

・個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手率　10割（再掲）

・最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手率　10割（再掲）

ウ　事業量

・農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備により収益力向上等に取り組む地区　約 80 地区

・情報通信環境の整備に取り組む地区　約 100 地区

・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積（再掲）

（・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積　237.8 万 ha
・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積　66.4 万 ha）

・保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル　約 70 か所（再掲）

・更新に着手する農業集落排水施設　約 500 地区（再掲）

（表２）事業の種別ごとの実施の目標及び事業量

事業の種別	事業の実施の目標及び事業量
○　基幹農業用用排水施設整備事業 （農用地の利用上必要な農業用用排水施設で基幹的なものの新設、管理及び変更）	○　前掲の政策目標３における「イ　施策の成果目標」及び「ウ　事業量」に記載のとおり（基幹的な農業用用排水施設に係るものに限る。）
○　農用地総合整備事業 （農用地の利用上必要な農業用用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設、管理及び変更、区画整理、農用地の造成、埋立て及び干拓その他農用地の改良のため必要な事業）	○　前掲の政策目標１、２、３、４及び５における「イ　施策の成果目標」及び「ウ　事業量」に記載のとおり（政策目標３については、基幹的な農業用用排水施設に係るものを除く。）
○　防災事業 （農用地の保全のため必要な事業）	○　前掲の政策目標４における「イ　施策の成果目標」及び「ウ　事業量」に記載のとおり

第５　大規模自然災害への対応

１　東日本大震災からの復旧・復興

平成 23 年（2011 年）３月 11 日の東日本大震災の発災から 14 年が経過する中、政府は、平成 27 年度（2015 年度）までの「集中復興期間」、平成 28 年度（2016 年度）から令和２年度（2020 年度）までの「第１期復興・創生期間」、令和３年度（2021 年度）から令和７年度（2025 年度）までの「第２期復興・創生期間」を通じて、様々な復興施策を講じてきた。今後、令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の「第３期復興・創生期間」を通じて、引き続き復興施策を講じることとしている。

これまでの復興施策の結果、地震及びそれに起因した大津波により農地・農業用施設等に甚大な被害を受けた地域においては、福島県の原子力被災 12 市町村の一部を除き、ほぼ全ての復旧が完了している。

原子力被災 12 市町村においても、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業用施設等の復旧・整備、農業水利施設の保全管理、農業用ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等に取り組み、営農再開は着実に進捗している。

一方、避難指示解除が遅かった地域など、それぞれ現況が大きく異なっていることから、営農再開の加速化を図るため、引き続き、農地の大区画化、農業用ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等を進めるとともに、限られた担い手、地域住民及び土地改良区による維持管理体制の構築並びに管理の省力化に資する対策を推進する。

２　令和６年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興

令和６年（2024 年）１月に発災した能登半島地震は、農地 4,208 か所、農業用施設等 9,879 か所の被害をもたらした。農林水産省は、甚大な被害を受けた奥能登地域等に MAFF-SAT を派遣（延べ１万 1,277 人）し、石川県や被災市町と連携し、土地改良事業団体連合会、建設業等の関係団体の協力を得つつ、農地・農業用施設等の被害状況の把握や応急対策の実施を支援し、復旧計画の工法検討等に関する技術支援を行った。農業集落排水施設、営農飲雑用水施設についても、土地改良事業団体連合会等の関係団体の協力を得て、全国から派遣された技術者により点検・応急復旧が迅速に行われた。

また、農林水産省は、能登半島地震による被害の早期復旧に取り組むため、甚大な被害を受けた国営造成施設の直轄災害復旧事業（４地区）を実施するとともに、石川県からの要請を受け、大規模災害からの復興に関する法律（平成

25年法律第55号）に基づき、農地海岸（１地区、７海岸）、農地地すべり（１地区）の直轄代行事業を実施している。

このように能登半島地震からの復旧に取り組む中、同年９月に発生した豪雨により、奥能登地域の約400haの農地に土砂・流木等が堆積するなど複合災害による甚大な被害が発生した。このため、MAFF-SATを被災地に派遣（延べ787人）し、農地・農業用施設等の被害状況の把握や応急対策の実施を支援し、復旧計画の工法検討等に関する技術支援を行った。土砂・流木等が堆積した農地については、令和７年（2025年）春の営農再開に向けて復旧に取り組み、比較的被害が小さい農地を中心に約170haの土砂撤去等の復旧工事が完了した。

引き続き、地震・豪雨により被災した残りの農地、農業用ため池等の農業水利施設等の復旧を支援していく。

さらに、地域の将来の営農ビジョンを見据えて、被災された農業者の皆様が一日も早く生業の再建に取り組めるよう、石川県、被災市町等と連携し、世界農業遺産「能登の里山里海」のブランド力を活かした創造的復興を支援する。

３　大規模自然災害への備え

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、発災時における初動対応や技術支援を円滑かつ迅速に行うことや、市町村等においても、平時から発災時における体制整備を行うことが重要である。

このため、農地・農業用施設等の被害に係る調査や応急対策といった初動対応の迅速化に向け、平時からMAFF-SAT派遣候補者のリスト化、研修・訓練、資機材の整備等を通じて実行体制を強化する。また、MAFF-SATによる被災市町村支援が迅速に行えるよう、日頃から都道府県、市町村、関係団体等との連携強化に努めることとし、引き続き市町村を訪問し、MAFF-SAT派遣等の支援内容を説明するなどの取組を進める。さらに、地方支分部局と土地改良に関わる建設業を始めとした関係団体等の間で締結した災害協定に基づき被害状況の把握等の支援が円滑に行えるよう、連携強化に努める。また、都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時に復旧・復興事業に従事する技術職員を派遣するための復旧・復興支援技術職員派遣制度について、関係省庁が連携して活用を促進する。

くわえて、派遣職員の移動手段（車両）、情報通信機器、宿泊場所の確保等活動環境の改善を図るとともに、被災した農業用ため池の応急対策のため災害用ポンプや簡易サイホン、水位計等の遠隔監視機器等をあらかじめ確保する。

これらの取組を進めるため、土地改良技術事務所に防災・災害対策技術課を新設することなどにより、激甚化・頻発化する災害に迅速に対応する。

第６　計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

本計画の効率的かつ効果的な推進を図るため、以下を踏まえて、土地改良事業を推進する。

１　環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応

改正基本法では、「みどりの食料システム戦略」等に基づき、気候変動対策も含めた食料・農林水産業の環境負荷低減に向けた取組を進めるべく、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たな基本理念として位置付けられた。このような中、本計画の推進に当たっては、環境と調和のとれた持続可能な農業生産の実現に向けて取り組む必要がある。

このため、温室効果ガスの排出量削減に資する農業水利施設を活用した小水力発電等再生可能エネルギーについては、新規の案件形成、更新整備等に係る事例集の作成、優良事例の横展開、研修、関連施策の周知等により導入を促進する。また、老朽化した農業水利施設の更新に際して、施設の集約・再編、ポンプ等の省エネルギー化の取組を推進する。農地整備に当たっては、農地の大区画化及び集積・集約化による機械作業の効率化、バイオ炭の農地施用等を推進する。さらに、収量低下や生物多様性保全に留意の上、J－クレジット制度等も活用した中干し期間の延長の取組を推進する。

また、有機農業の拡大を後押しするため、農地の区画整理、機械による除草のための畦畔拡幅及び法面の緩傾斜化、雑草抑制のための深水管理を効率化する自動給水栓の設置等の整備と併せて、有機農業の生産団地の形成を図る。

２　土地改良区の運営体制の強化

地域の農業水利施設の保全の取組が持続的に行われるよう、土地改良区の再編整備（合併等）を始めとした、水土里ビジョンに基づく土地改良区の運営基盤の強化を推進する。あわせて、土地改良区の運営基盤の強化の前提となる土地改良区の経営診断・改善指導、研修等を支援する。さらに、改正土地改良法で理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮する旨が規定されたことも踏まえ、地域の実情に応じつつ女性・若者等の理事への登用を推進する。

また、所有者不明農地、不在村者所有の農地、相続に伴い相当数の所有者が存在する共有地等が増加する中で、土地改良区の運営や事業の円滑な実施に支障を来さないよう、農業委員会及び農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への利用権の設定を促進するとともに、改正土地改良法の規定による共有地の代

表制や民法の規定による所有者不明土地管理制度等の活用を通じ、組合員資格の整序化を図る。あわせて、農地の集積が進む中で、担い手の意見を土地改良区の運営に適切に反映させるとともに、地域の実態に応じた耕作者と所有者の適切な役割分担を促進するなどの観点から、准組合員制度[33]の活用を推進する。

また、多面的機能支払制度の活動組織にとどまらず、土地改良に関わる建設業者等を始めとした、施設の維持管理に協力する個人・法人の参画を得て、組合員が減少する中でも施設を保全できる体制を構築する観点から、施設管理准組合員制度[34]の活用を推進する。

これらの取組を推進し、土地改良区の運営体制の強化を図るため、国、都道府県、市町村及び土地改良事業団体連合会による土地改良区運営基盤強化協議会を組織してきており、土地改良区ごとの課題や組織・運営体制の差異に応じたきめ細かい支援を実施する。

３　技術開発の促進と普及、人材の育成

農業者の減少・高齢化、農業生産基盤の脆弱化、災害リスクの増加等の情勢変化や課題に対応し、本計画で掲げた政策目標の達成に資するため、スマート農業、AI 等を活用した高度な施設保全管理、豪雨・地震に備えた危険度の予測や情報発信・共有のためのシステム等に係る技術開発を推進する。また、その円滑な導入・普及に向けた産学官の連携、研修、技術書の普及・啓発、現場における技術実証等の取組を推進する。

くわえて、国、都道府県、市町村、教育機関、研究機関、民間企業、土地改良事業団体連合会等が連携し、農業農村工学技術者の育成を推進する。その際、維持管理の効率化・高度化等に向けた最新技術を現場で活用できる人材や、現場での経験の蓄積を通じ、地域の特性に応じた様々な施策を講ずることができる人材を育成する。また、幅広い分野・世代から人材を確保する取組を推進する。

これらの技術開発や人材の育成・確保に係る取組を計画的かつ効果的に推進するため、新たな技術開発計画を令和８年度中（2026 年度中）に策定する。

[33] 土地改良区において、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格を有しないものを准組合員とすることができる制度。准組合員は、賦課金等の一部を負担するとともに総会における意見陳述が可能となっている。

[34] 土地改良施設の管理を行う土地改良区において、土地改良施設の管理に関連する活動を行うもの（団体・個人）を施設管理准組合員とすることができる制度。土地改良区は施設管理准組合員に施設の管理への協力を求めることができるとともに、施設管理准組合員は総会における意見陳述が可能となっている。

また、世界的に食料需要の増大や水資源のひっ迫が見込まれており、農業用水の効率的な利用に加え、気候変動等の地球規模課題に対応した農業農村開発の推進が求められている。このため、国際会議等において、国際機関とも連携し、水田農業における効率的な水利用、多面的機能の発揮等について発信を強化するとともに、官民で連携し、我が国が知見を有する気候変動への適応・緩和を両立した農業農村開発方策、インフラ技術・製品等の海外展開を促進する。さらに、これらの取組を一層推進していくために、二国間及び多国間での技術交流、海外への人材派遣を通じ、水田農業国を中心とした関係国・地域との連携を一層強化していく。

４　入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進

土地改良事業の円滑な執行に当たっては、多様な入札契約制度を活用しつつ、適正価格による契約を推進し、入札契約の透明性、公平性及び競争性の一層の向上を図る。

また、建設業の担い手の育成・確保、品質の確保、資材価格の上昇等に対応するため、

① 余裕期間の確保を含めた適正な工期設定、週休２日の確保等による長時間労働の是正、女性・若者の技術者の育成・活躍に向けた労働環境の整備、高騰する労務単価、資材価格等の最新の実態を反映した積算による適正利潤の確保等の働き方改革の推進

② 情報化施工の導入促進や、調査・測量、設計、施工及び維持管理の各段階における３次元データの活用を通じたプロセス全体での生産性向上

③ 価格以外の多様な要素を勘案し、総合的に価値の最も高い資材等の採用に努めるとともに、これに必要な費用を適切に反映した予定価格の適正な設定

④ 社会情勢の変化に対応した Web 会議の活用、立会・検査における遠隔確認等の取組を推進する。

５　関連施策や関係団体との連携強化

土地改良事業を円滑に実施する観点から、地域計画の枠組みを通じ、農業委員会及び農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地の集積・集約化を進め、所有者不明農地の発生を抑えることが重要である。その上で、所有者不明農地が土地改良事業の円滑な実施及び土地改良区運営に支障を来している場合には、関係省庁が連携しつつ、令和５年（2023 年）４月施行の改正民法により創設された所有者不明土地管理制度等を活用することで、その解消を図る。

また、土地改良事業の効果を早期に発現させる観点から、土地利用調整・営

農・農業経営・販売に対する指導、機械の導入支援、鳥獣被害対策等の農業・農村に関連する様々な施策との連携強化を図り、相乗効果を高めながら土地改良事業を実施する。その際、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業委員会、農地中間管理機構、農業者、地域住民、農村型地域運営組織（農村 RMO[35]）等と連携強化を図りつつ、現場の実態及び課題の把握、関係事業の紹介等を行うことで、効果的・効率的に施策を推進する。

６　国民理解の醸成

土地改良事業は、農業生産基盤の整備・保全により、消費者への安定的かつ経済的な食料供給を通じた食料安全保障の確保に加え、集落や市街地の洪水・湛水被害の防止又は軽減、健全な水循環の維持又は回復等にも貢献している。また、事業により形成された施設の管理者でもある土地改良区は、農業水利施設等の適切な維持管理はもとより、地域の関係者による連携・協働を促進し、地域コミュニティの維持に寄与している。さらに、農業農村工学技術者は、災害時には MAFF-SAT としての派遣等を通じて被災地の早期の復旧・復興に貢献している。

こうした土地改良事業と土地改良区の役割・必要性や、災害時における支援活動について、都道府県、市町村及び関係府省と連携しつつ、学校、地域のイベント等の様々な機会で普及啓発を図るほか、学習・広報向け資料の作成及びデジタル化や動画・SNS による情報発信を積極的に行い、幅広い世代に啓発活動を行うことで、国民理解の醸成を図る。なお、新たな食料・農業・農村基本計画において、食育の推進、食文化の保護・継承等を推進する旨が位置付けられたことを踏まえ、こうした活動との連携にも積極的に取り組む。

また、農業・農村の有する多面的機能を支える地域の共同活動について、優良な取組を行う活動組織への表彰等を通じた啓発や、SDGs への貢献の観点も含めた企業、学校等に対する情報発信を推進する。

さらに、世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産と連携した農地・農業水利施設の歴史的・社会的・文化的・技術的価値について、認知度向上のための動画やイベントによる情報発信、遺産を活用した地域活動への企業等の参加や教育機会の確保、インバウンド受入促進等の観光振興による地域活性化の取組等を通じて理解を促進する。

[35] 農村型地域運営組織のことで、複数の集落の機能を補完し、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のこと。RMO は Region Management Organization の略。

あとがき

我が国の農業・農村は、国民に食料を安定供給するとともに、その営みを通じて国土の保全などの役割を果たしている、まさに「国の基」である。

しかしながら、食料価格の上昇、人口減少、インフラの老朽化、自然災害の激甚化・頻発化など、我が国の農業・農村を取り巻く環境は大きく変化している。特に、今後約 20 年で基幹的農業従事者数は現在の約４分の１の約 30 万人まで激減するおそれがあるとされており、我が国の農業・農村は、これまで経験したことのない課題に直面していくことになる。

こうした深刻な状況下においても、将来にわたり食料自給力を確保し、活力ある農村を次世代へと継承していくことは、国としての責務である。その責務を果たす上で、農業生産基盤の整備・管理を担う土地改良事業は重要な役割を担っており、生産者や消費者から寄せられている期待に応えていかなければならない。

このような認識の下、農業構造転換集中対策期間である今後５年間の集中的な対策を示す重要な指針である本計画において、食料自給力の確保を実現し、将来にわたる食料安全保障の確保、更には多面的機能の発揮を目指すため、重点的に取り組むべき具体の施策を位置付けた。

日本の農政は大転換が求められている、との認識を持ち、都道府県、市町村、土地改良区等の関係機関と密接に連携しつつ本計画を実行に移すことにより、改正基本法の理念や国土強靱化の実現、更には「強く」、「豊か」で「新しく・楽しい」地方の実現につなげていく所存である。

基本測量関係事項公告

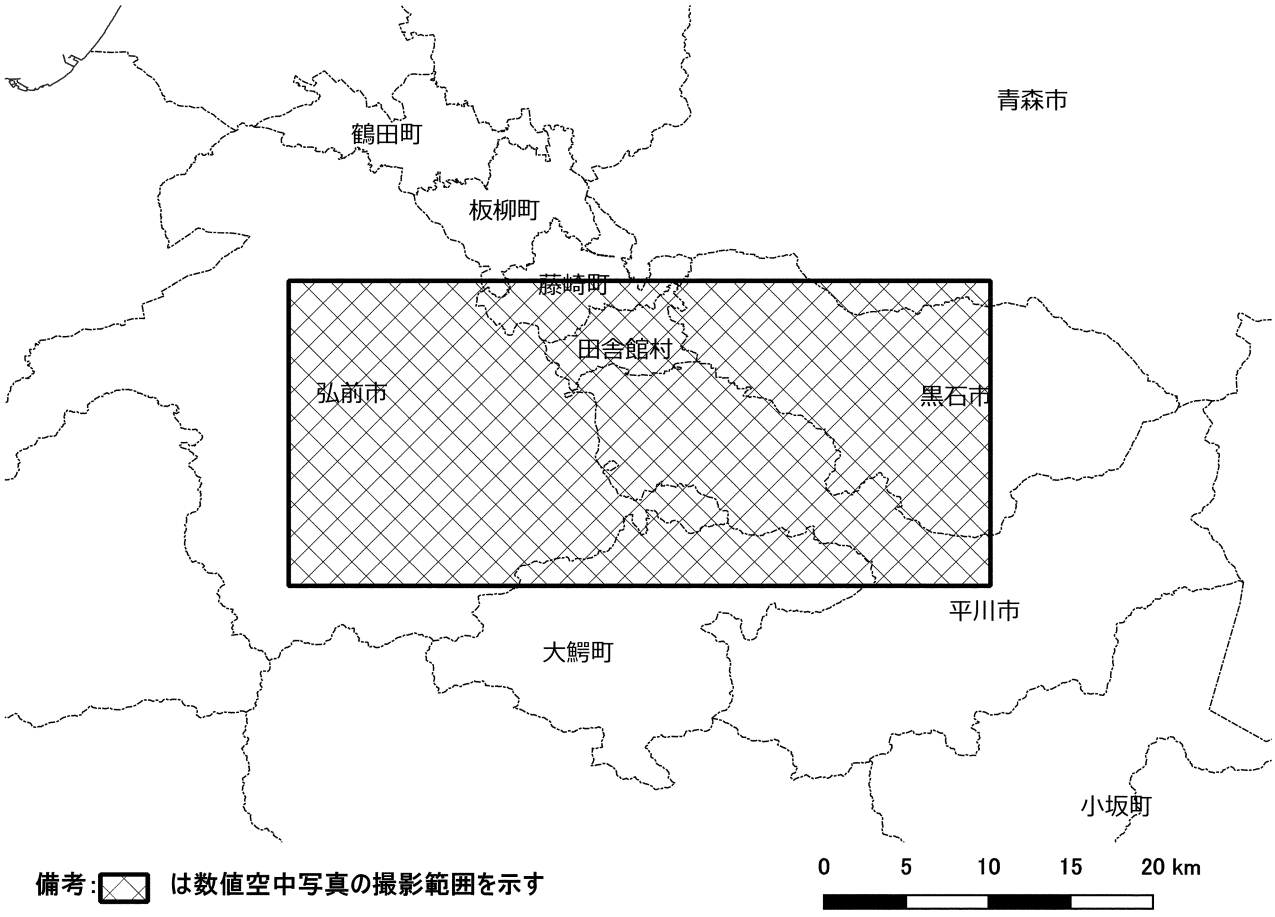
基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月６日　　国土交通大臣　中野　洋昌

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20㎝	令和６年	ＣＴＯ―2024―４	弘前	デジタル	243枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2024―５	花巻	〃	847枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2024―６	鶴岡	〃	589枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2024―７	福島	〃	415枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―６	潮来	〃	188枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―７	八街	〃	268枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―14	君津西	〃	1,043枚

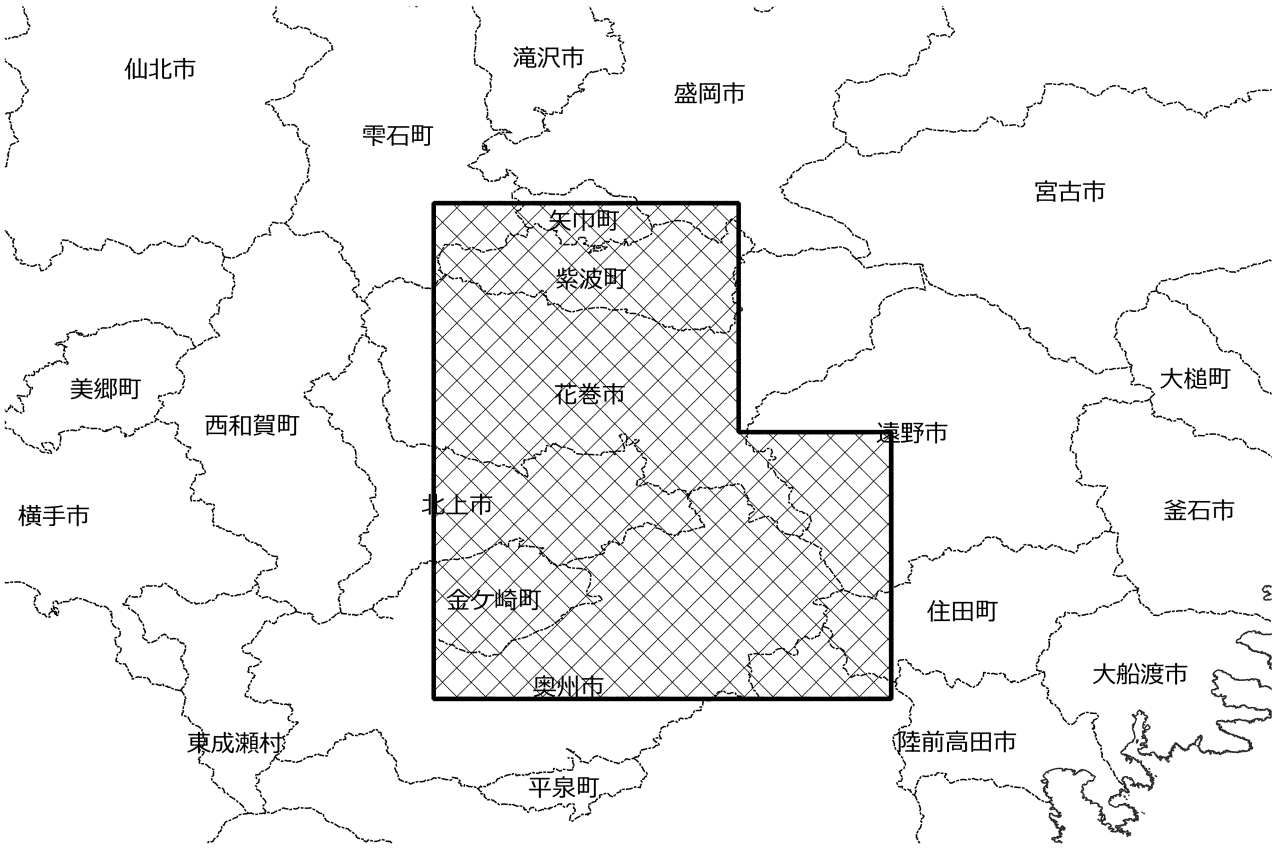
備考　空中写真の刊行日　令和７年10月７日

弘前地区



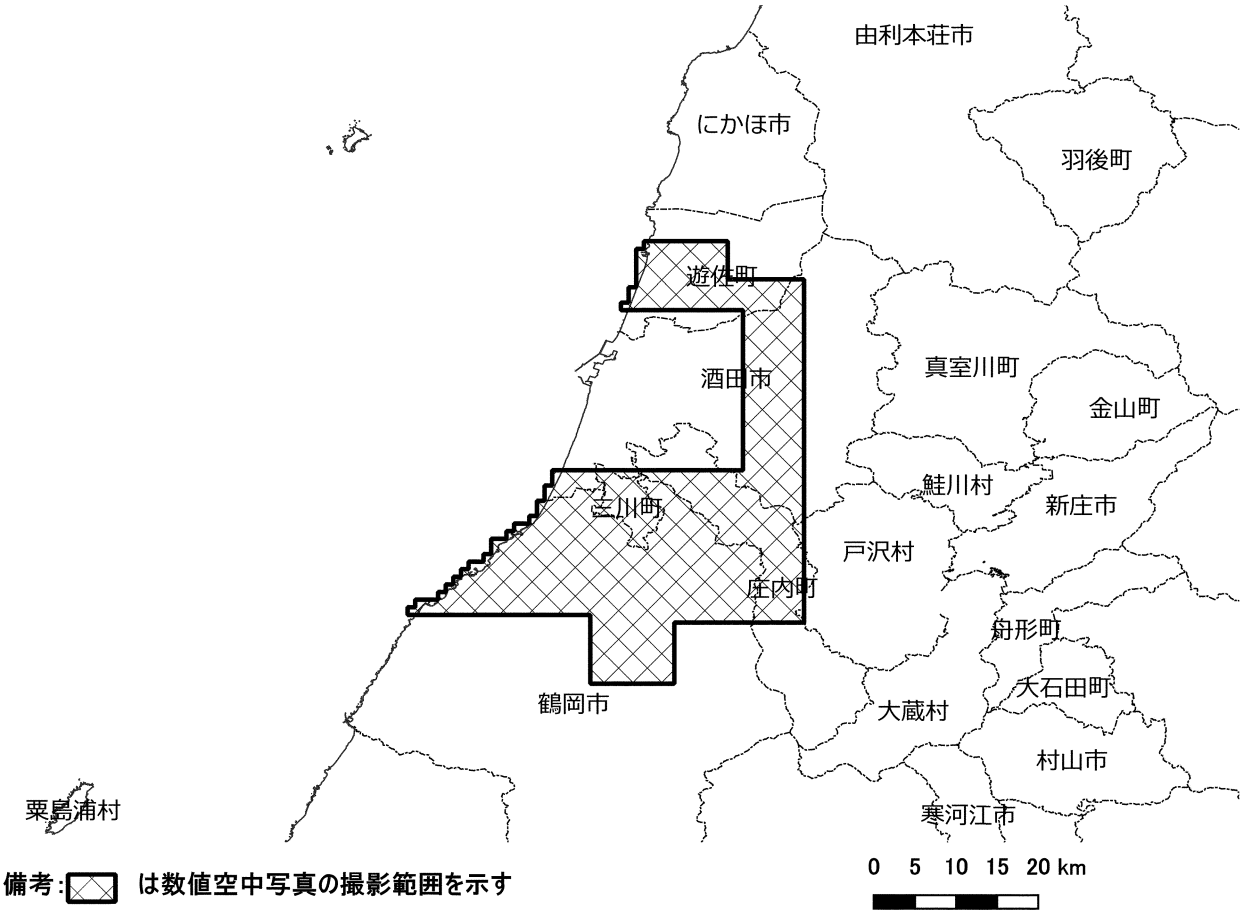
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

花巻地区



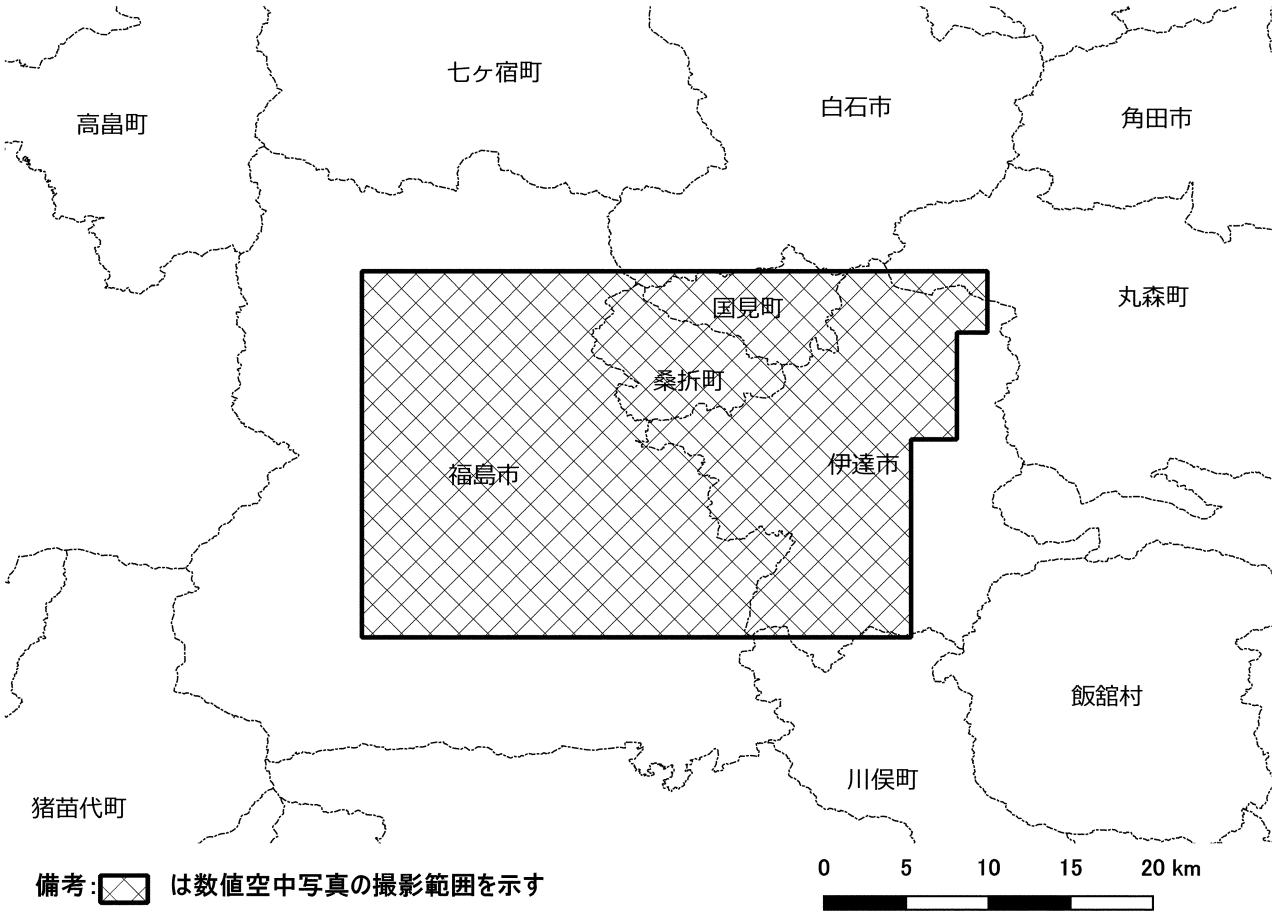
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

鶴岡地区



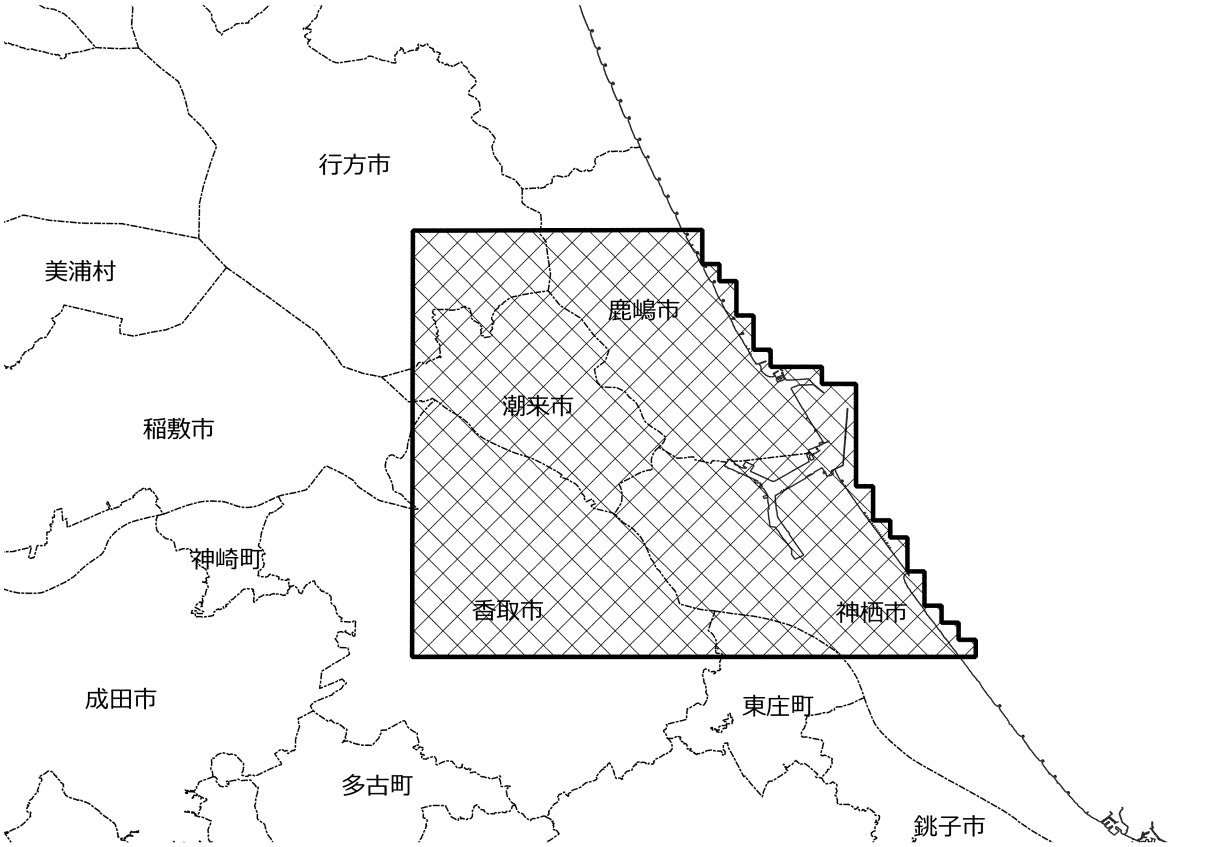
備考：□は数値空中写真の撮影範囲を示す

福島地区



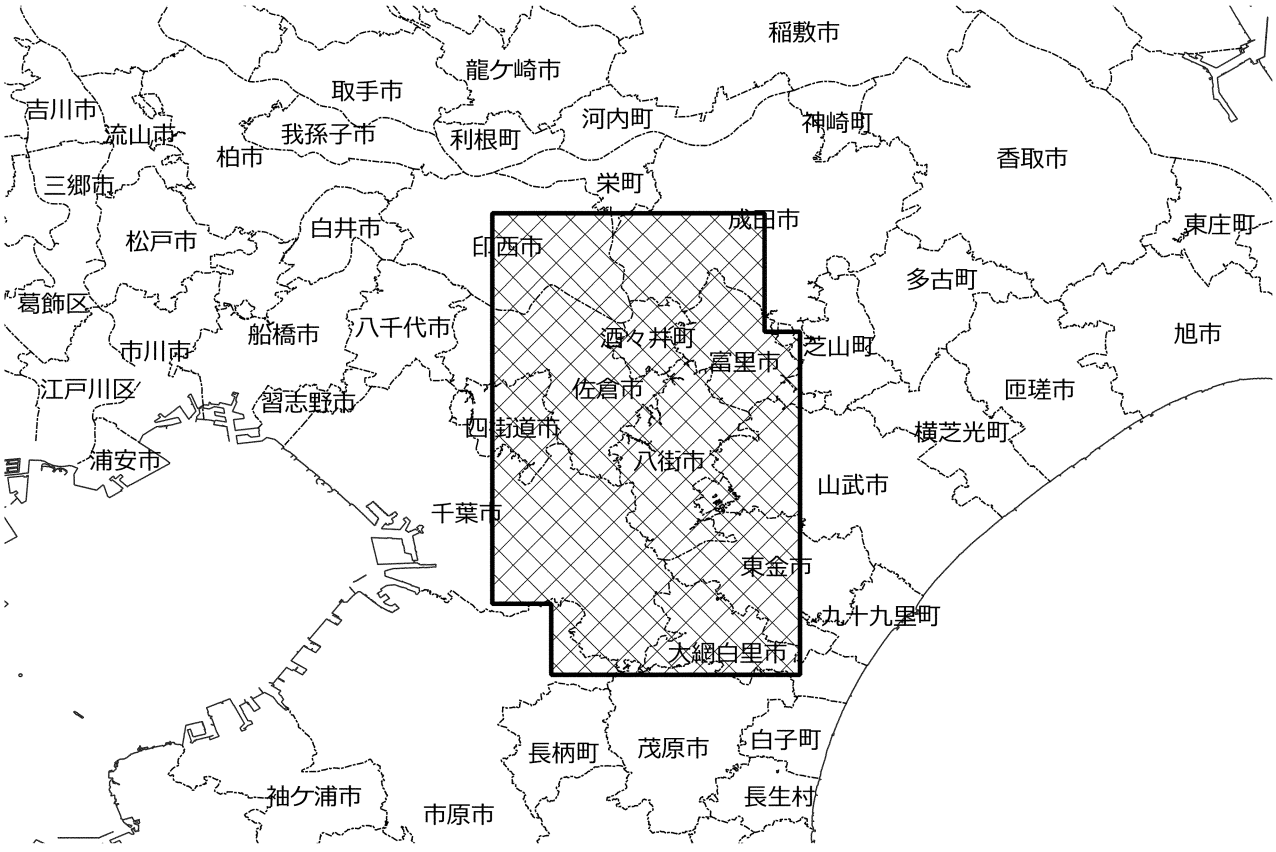
備考：□は数値空中写真の撮影範囲を示す

潮来地区

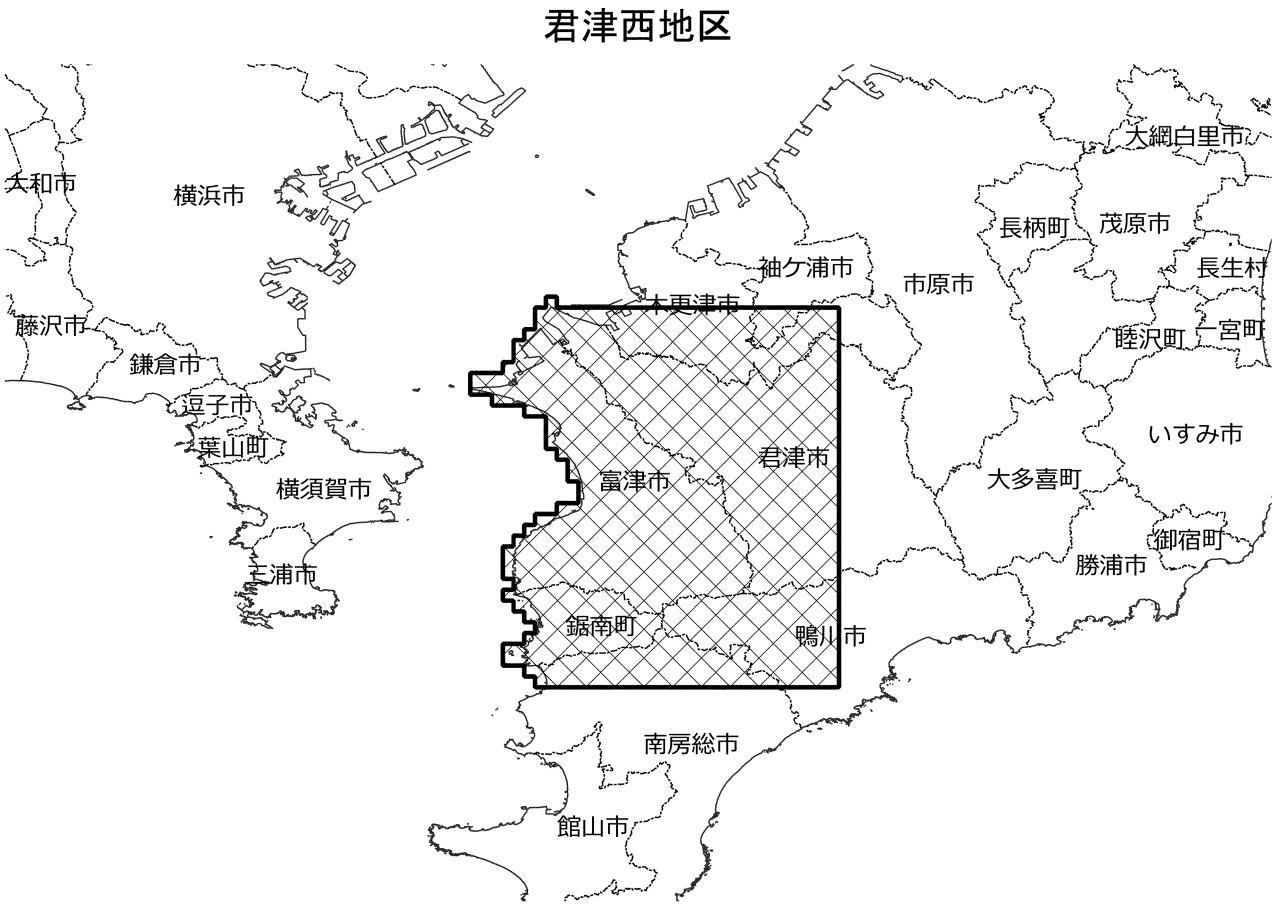


備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

八街地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す



公　　告

諸　事　項

公害等調整委員会公示第１号

公調委令和六年（フ）第１号香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件について次のような裁定があったので、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第四十二条第四項の規定により公示する。

令和七年十月六日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

公調委令和６年（フ）第１号香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

裁　　定

香川県小豆郡土庄町小部乙628番地１

申　請　人　赤松石材有限会社

同代表者代表取締役　中西　一宏

同代理人弁護士　田岡　直博

香川県高松市番町四丁目１番10号

処　分　庁　香川県知事　池田　豊人

同指定代理人　安松　義隆

同　　鵜川　康彦

同　　高尾　耕治

主　　文

処分庁が申請人に対して令和６年７月12日付けでした岩石採取計画不認可処分（６土監第31309―２号）を取り消す。

事　実　及　び　理　由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

主文同旨

２　処分庁

申請人の本件裁定申請を棄却する。

第２　事案の概要

本件は、申請人が採石法33条に基づいて行った岩石採取計画認可申請に対し、処分庁が不認可処分（以下「本件不認可処分」という。）をしたことについて、申請人が、本件不認可処分は違法であると主張して、その取消しを求める事案である。

１　法令の定め

(1)　採石法

（採取計画の認可）

33条　採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（中略）の認可を受けなければならない。

（認可の申請）
33条の３
１項　33条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
１号　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
２号　登録の年月日及び登録番号
３号　採取計画
２項　前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。
（認可の基準）
33条の４　都道府県知事は、33条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

⑵　採石法施行規則
（認可の申請）
８条の15
１項　法33条の３第１項の規定により法33条の認可の申請をしようとする者は、様式第15による申請書を都道府県知事（中略）に提出しなければならない。
２項　法33条の３第２項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。（１号から６号まで、９号から11号まで省略）
７号　岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
８号　岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

２　前提事実
以下の各事実は、当事者間に争いがないか、掲記の各証拠（特記のない限り、枝番号を含む。）及び審理の全趣旨により容易に認められる。

⑴　申請人等
申請人は、石材採掘、石材販売等を目的とするいわゆる特例有限会社であり、採石業者として香川県知事の登録（登録番号香川採石第239号）を受けた者であり、これまで香川県小豆郡土庄町小部字大佐乙705番ほか149筆（合計面積16万8309㎡。別紙１の赤線で囲んだ部分。以下「灘山採石場」という。）において採石事業を営んでいた。中西一宏は、申請人の現在の代表取締役であり、また、中西産業株式会社（以下「中西産業」という。）の代表取締役も務めている。（甲48、乙１の１、審理の全趣旨）

⑵　本件不認可処分に至る経緯等
ア　成和商事株式会社（以下「成和商事」という。）、ユアサ商事株式会社（以下「ユアサ商事」という。）、大西真澄及び大西晃（以下、これらの者を併せて「成和商事等」という。）は、平成25年10月２日から同月18日にかけて、「開発行為の施行同意書」と題する書面（以下「本件各施行同意書」という。）をそれぞれ作成し、申請人に交付した。本件各施行同意書には、開発行為者につき申請人、開発行為をしようとする事業区域に含まれる土地につき灘山採石場、開発行為の目的につき土石の採取と記載されており、その下に「開発行為の施行及び開発行為の完了後の開発区域の緑化について、次の土地を使用することに異議なく同意します。」との記載があり、さらに、同意権者として、成和商事等の記名・押印等がされた上で、同意権者の権利の種類につき「所有権」、同意の有効期限につき「開発行為の完了まで」と記載され、灘山採石場のうち各同意権者の同意に係る土地（合計面積15万3301㎡。別紙１の黄色で塗られた部分。以下「本件土地」という。）がそれぞれ記載されていた。なお、本件土地のうち成和商事が所有権又は共有持分権を有していた土地（以下「成和商事所有地」という。）は別紙２、ユアサ商事が所有権を有していた土地（以下「ユアサ商事所有地」という。）は別紙３のとおりであり、大西真澄及び大西晃は、「香川県小豆郡土庄町小部字水木谷乙595番地」に所在する土地につき、それぞれ５分の１ずつ共有持分権を有していた。（甲４、乙３、４、審理の全趣旨）

イ　灘山採石場の一部は、森林法10条の２第１項に定める「地域森林計画の対象となっている民有林」に該当し、そこで岩石を採取する行為が同項の「開発行為」に該当するため、灘山採石場の一部で岩石を採取するためには、これに関する林地開発許可が必要なところ、申請人は、遅くとも平成29年頃から、灘山採石場の岩石採取に係る岩石採取計画の認可処分や林地開発行為の許可処分等を受けるなどして、灘山採石場で岩石の採取事業を営んでいた（甲18、審理の全趣旨）。

ウ　申請人は、令和３年６月９日、処分庁に対し、採石法33条に基づき、灘山採石場を岩石採取場とする岩石採取計画の認可の申請をし、その際、本件各施行同意書を添附して提出したところ、処分庁は、同年９月９日、上記申請に対し、採取の期間を同日から令和６年７月18日までとした上で、認可処分（３土監第37440号）をした（以下「前件認可処分」という。）。
また、申請人は、令和３年８月11日、処分庁に対し、森林法10条の２第１項に基づき、灘山採石場の一部の土地について、林地開発行為の許可の申請をしたところ、処分庁は、同年９月９日、上記申請に対し、開発行為の目的を土石の採取（採石事業）、開発行為の許可期間を同日から令和６年７月18日までとした上で、許可処分（香川県指令３み保第32829―４号）をした。
申請人は、これらの認可処分及び許可処分を得て本件土地において継続的に岩石採取事業を営んでいた。
（以上につき、甲７、８、乙２、審理の全趣旨）

エ　成和商事等は、令和５年11月10日又は同月20日付けで、灘山採石場のうちそれぞれが所有権又は共有持分権を有する土地等について、申請人に対し、開発行為の施行同意を撤回する旨を通知し、また、その頃、処分庁に対し、開発行為の施行同意を撤回したこと、及び残置森林等の管理に関する土地所有者の誓約を撤回することをそれぞれ通知した（甲28～30、乙３の１から３、審理の全趣旨）。

オ　申請人は、令和６年４月25日、処分庁に対し、採石法33条に基づき、以下の内容の岩石採取計画の認可を申請し（以下「本件認可申請」という。）、本件各施行同意書を添附して提出した。
㋐　岩石採取場の区域
a　所在地　香川県小豆郡土庄町小部字水木谷乙576番２　他149筆（灘山採石場）
b　面積　48万8474㎡
㋑　採取する岩石の種類及び数量
a　花崗岩
b　可採量　310万8506㎥（777万1265ｔ）
㋒　採取期間　認可の日より起算して３年間
これに対し、処分庁は、申請人から本件認可申請に至る経過等の報告を受けた上で、令和６年７月12日、本件認可申請に対し、採石法施行規則８条の15第２項７号に定める書面（以下「７号書面」という。）が添附されていないこと及び森林法の開発許可を得ていないため、同項８号に定める書面（以下「８号書面」という。）が添附されていないことを理由に本件不認可処分をした。
（以上につき、甲48、49、乙１、審理の全趣旨）

カ　申請人は、令和６年６月18日、処分庁に対し、林地開発行為の許可の申請をしたところ（以下「本件林地開発許可申請」という。）、処分庁は、同年７月12日、この申請に対して、不許可処分（香川県指令６み保第70295―４号。以下「本件不許可処分」という。）をした。

これに対し、申請人は、同年９月13日付けで、処分庁に対し、本件不許可処分の取消しを求めて審査請求をした。

（以上につき、甲46）

⑶　本件裁定申請

申請人は、令和６年10月９日、公害等調整委員会に対し、採石法39条１項に基づき、本件不認可処分の取消しを求める裁定を申請した（顕著な事実）。

3　争点

⑴　７号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否

⑵　８号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否

4　争点に関する当事者の主張

⑴　争点⑴（７号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否）について

ア　処分庁の主張

㋐　本件認可申請には、７号書面として、本件各施行同意書が添附されていたが、本件各施行同意書の作成者は、申請人及び処分庁に対し、申請人の開発行為の施行同意を撤回する旨を通知した。本件各施行同意書は、土地利用権を設定する契約や合意の成立まで意味するものではなく、したがって、このような同意の撤回は、これを禁止、制限するなどの合意等が存在しない限り、同意をした土地の所有者において自由に行うことができ、撤回の意思表示に無効事由があるなどの特別の事情がない限り、有効であると解される。そうすると、本件各施行同意書が７号書面に該当しないことは明らかである。

なお、申請人は、令和３年12月10日付け「採石事業に関する覚書」（以下「本件覚書」という。）及び令和４年６月30日付け「採石事業に関する変更覚書」（以下「本件変更覚書」という。）をもって、申請人と成和商事及びユアサ商事との間に岩石採取に関する合意が成立したと主張するが、申請人は本件覚書及び本件変更覚書の契約当事者ではないし、その有効期間は令和６年７月18日までとされているから、これらの書面が、上記合意を証するものとはいえない。

㋑　仮に本件各施行同意書について、土地利用権を設定する旨の合意の存在を含意する余地があるとしても、このような合意は期限の定めのない使用貸借の合意と解することができ、成和商事及びユアサ商事と申請人及び中西産業との間には、本件土地に係る採石事業を巡って紛争が発生し、両者の間で信頼関係が失われるような事態が生じたのであるから、土地を無償使用させるべき理由はなくなったということができ、上記合意については、最高裁判例（最高裁判所昭和42年11月24日第二小法廷判決・民集21巻９号2460頁。以下「昭和42年最判」という。）のとおり、民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）597条２項ただし書を類推適用して解約することができるというべきである。

したがって、成和商事等が本件各施行同意書に係る同意を撤回したことにより、上記使用貸借契約は解約され、これにより合意の効力も失われたということができる。

イ　申請人の主張

㋐　岩石採取計画の認可申請をするには、採石法施行規則８条の15第２項７号が定める７号書面の添附が必要であるところ、７号書面については、他人の土地で岩石の採取を行う場合、「当該土地において岩石を採取する旨を内容とする土地所有者、その他土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等と申請者との間の契約書、もしくは同意書の写し」を指すものと解されている。本件認可申請に際しては、同意の有効期限を「開発行為の完了まで」とする本件各施行同意書が添附されており、これが７号書面に該当することは明らかである。

なお、本件においては、成和商事等が、申請人及び処分庁に対し、本件各施行同意書に係る同意を撤回する旨の通知をしている。しかし、開発行為の施行等の同意については、採石事業者に対して土地利用権を設定する契約を成立させる意思表示を含むものと解するのが相当であり、このことは、申請人が、成和商事及びユアサ商事との間で、本件覚書及び本件変更覚書を作成していることからしても明らかであるところ、本件各施行同意書の同意の有効期限は開発行為の完了までとされていたから、当該土地の所有者が有効期限よりも前に当該同意を自由に撤回することは許されず、これに反して撤回をしたとしても無効である。

㋑　仮に上記土地利用権設定契約が使用貸借契約であると解したとしても、当事者が使用貸借の期間を定めたときは、その期間が満了することによって終了するところ、本件各施行同意書には、同意の有効期限について、開発行為の完了までとされており、これは不確定期限を定めたものと解すべきであるから、申請人は、開発行為の完了まで本件土地を利用して、岩石を採取する権原を有する。処分庁は、昭和42年最判を引用した上で、使用貸借について、民法597条２項ただし書を類推適用することにより解約することができると主張するが、そもそも昭和42年最判は、本件と事案を全く異にしており、成和商事等も処分庁の上記主張のような主張はしていないから、処分庁の上記主張が誤りであることは明らかである。

よって、上記土地利用権設定契約を使用貸借契約と解したとしても、解約事由はないため、これを解約することはできず、本件各施行同意書に係る同意は効力を有する。

⑵　争点⑵（８号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否）について

ア　処分庁の主張

８号書面については、採石法施行規則８条の15第２項８号において、処分を「受けていることを示す書面」と「受ける見込みに関する書面」を並列して規定していること、同号の趣旨が、処分を受けていないか、又は受ける見込みのない者を可能な限り排除して無用な認可処分のされることを防止しようとするものであることからすれば、８号書面としては、処分を受ける見込みが相当程度存在することを示す書面であることを要すると解すべきであって、処分を受ける可能性が全くないとはいえない程度では足りない。

そして、本件では、本件林地開発許可申請に対し、本件不許可処分がされており、本件不許可処分が正当かつ適法であることは明らかであるから、本件不許可処分に対して審査請求がされていただけでは、８号書面の添附があったとは認められない。

イ　申請人の主張

岩石採取計画の認可申請をするには、採石法施行規則８条の15第２項８号が定める８号書面の添附が必要であるところ、同号が定める処分を受ける見込みに関する書面とは、「他の行政庁に提出した許可、認可その他処分を受けるための申請書等の写し」をいうと解されている。採石法及び同法施行規則が８号書面を求める趣旨は、岩石の採取に係る行為に関し、必要な処分を受ける見込みのない者を可能な限り排除して無用な認可処分がされることを防止することにあるから、林地開発行為の許可が得られる可能性がある限り、８号書面の該当性を否定すべきではない。

本件では、申請人は、本件不許可処分に対して審査請求をしており、本件不許可処分が取り消され、本件林地開発許可申請に対して許可がされる可能性がないとはいえないから、８号書面の添附があったというべきである。

第３　当裁定委員会の判断

１　争点⑴（７号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否）について

⑴　認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審理の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア　成和商事、ユアサ商事及び中西産業は、令和３年12月10日、本件土地に係る採石事業（以下「本件事業」という。）に関し、本件覚書を作成した。本件覚書の概要は以下のとおりである。（甲５）

㋐　本件事業のスキーム（１条）

本件事業は、灘山採石場を含む土地のうちユアサ商事及び成和商事が所有する土地等において、成和商事が当該土地において申請人に採石をさせ、成和商事が総販売元として採石販売事業を行い、中西産業が総販売代理店として産出された石材の販売を担当するものである。

㋑　採石場の許可（２条）

成和商事及びユアサ商事は、申請人の採石許可申請について、当該土地の所有者として、当該採石事業の継続に協力する。

㋒　採石同意料（３条）

ａ　成和商事は、ユアサ商事に対し、令和４年１月１日から同年６月30日までの採石同意料として、成和商事、中西産業及び申請人の作成した事業計画書に基づき成和商事が中西産業に販売する採石出荷金額の３％相当額を支払うものとする（１項）。

ｂ　令和４年７月１日から同年12月31日までの採石同意料は、成和商事、中西産業及び申請人が作成した事業計画書に基づき、同年６月30日までに成和商事とユアサ商事の協議の上、翌半期の採石同意料（率）を定める方法により更新するものとし、以後同様とする（５項）。

㋓　解除（６条）

成和商事、ユアサ商事又は中西産業が次の各号の一つに該当した場合、他の当事者は、何ら催告なしに通告するのみで本合意を解除することができる（１項）。

ａ　１号、２号及び４号から７号まで省略

ｂ　差押え、仮差押え、仮処分、税金滞納処分その他公権力の処分を受けたとき（３号）

㋔　有効期間（８条）

本件覚書の期間は、前件認可処分の期限である令和６年７月18日までとする。

イ　成和商事、ユアサ商事及び中西産業は、令和４年６月30日、本件覚書について、成和商事がユアサ商事に対して支払う同年７月１日から同年12月31日までの採石同意料を、成和商事が中西産業に販売する採石出荷金額の４％相当額に変更することなどを内容とする本件変更覚書を作成した（甲６）。

ウ　成和商事は、令和５年６月30日付けで、中西産業に対し、成和商事所有地及びユアサ商事所有地の使用を同年７月１日から禁止し、今後は当該土地に立ち入らないよう求める旨を通知した。これに対し、中西産業は、同日付けで、成和商事に対し、成和商事の主張は、事実に反し、法的根拠がないから認められないなどと回答した。（甲13、14）

エ　高松地方裁判所は、令和５年５月31日、中西産業が所有する土地について仮差押決定をしたところ、これを受けて成和商事は、同年７月13日付けで、ユアサ商事及び中西産業に対し、中西産業が所有する土地について仮差押決定がされており、採石事業の継続が不可能なので、本件覚書の６条１項３号に基づき、本件覚書を解除する、本件覚書に基づく採石事業は直ちに中止していただきたい旨を通知した。これに対し、中西産業は、同月18日付けで、成和商事及びユアサ商事に対し、上記仮差押決定に対しては、保全異議の申立てをしており、今後、取り消される可能性があり、本件覚書に基づく採石事業の中止の要求には応じられない旨を通知した。また、ユアサ商事は、同月24日付けで、成和商事及び中西産業に対し、本件覚書の解除等について、成和商事と中西産業との間で協議するよう求める旨を通知した。（甲15～17、20）

オ　申請人及び中西産業は、令和５年７月４日、高松地方裁判所に対し、申請人及び中西産業を債権者、成和商事を債務者とし、成和商事が、自己又は第三者をして、本件土地のうち成和商事が所有権又は共有持分権を有する土地に立ち入るなどして、申請人及び中西産業の上記土地の使用及び占有を妨害してはならないことなどを求める妨害禁止等の仮処分命令の申立てをした（高松地方裁判所令和５年(ヨ)第14号）。その後、同仮処分手続で、同年９月11日、申請人及び中西産業と成和商事との間で、成和商事が、申請人及び中西産業に対し、法的手段によることなく、自己又は第三者をして、本件土地のうち成和商事が所有権又は共有持分権を有する土地から動産を搬出し、又は同土地における申請人及び中西産業の通行を妨害しないことを確約する旨の和解が成立した。（甲18、19、25）

カ　ユアサ商事は、令和５年10月16日付けで、中西産業に対し、本件土地は成和商事とユアサ商事が所有する土地が入り組んで混在しており、本件土地については成和商事と一体としての決定とならざるを得ないことを理由に、同月31日までに成和商事と連名の報告がない場合は、同日をもって本件覚書を解除する旨を通知した。これに対し、中西産業は、同月24日、ユアサ商事が求める条件付き解除は認められないため、本件土地の使用占有等を妨害することがないよう求める旨を通知した。（甲26、27）

キ　申請人は、前提事実⑵エのとおり、成和商事等から本件各施行同意書に係る同意を撤回する旨の通知を受け、令和５年12月６日、成和商事等に対し、本件各施行同意書には、開発行為の施行及び開発行為の完了後の開発区域の緑化について、本件土地を使用することに異議なく同意する旨や、同意の有効期限について開発行為の完了までと記載されていることから、成和商事等は開発行為の完了まで本件土地での採石行為につき同意したことは明らかであり、同意の撤回は認められず、申請人は引き続き採石事業を継続する旨を通知した（甲31）。

⑵　検討

ア　採石法33条の３第２項は、岩石採取計画の申請の際には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面のほか、経済産業省令で定める書類を添附しなければならないと定め、これを受けて採石法施行規則８条の15第２項７号は、「岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」を添附しなければならないと定めている。

採石業者の採石計画の認可は岩石採取の禁止を解除する効果を持つにとどまり、私法上の採石権原を新たに設定するものではないこと、及び、採石法には、採石業者からの岩石採取計画の認可申請を審査するに当たり、都道府県知事に申請者の私法上の採石権原の有無について審査義務を定めた規定が見当たらないことから判断すると、上記法令で７号書面の添附を要件としている趣旨は、申請に当たってこのような文書の添附もできない者を形式審査により排除し、採石権原がないか又はこれを取得する見込みのない者に対してまで無用な認可処分がされることを防止しようとするにすぎないものと解される。

したがって、処分庁は、添附書面により申請者が採石権原を有すること又はその取得の見込みが十分であることを一応認定することが可能である場合には、申請者に採石権原がないことが明らかであるなどの特別の事情がない限り、７号書面が添附されていると判断すべきであり、さらに当該添附書面が実体に相応するか否かにまで立ち入って審査することは法令上求められていないものと解される。

イ　前記前提事実⑵オによれば、申請人は、本件各施行同意書を添附の上、本件認可申請をしているところ、本件各施行同意書には、施行行為者を申請人、開発行為の目的を土石の採取、同意権者を成和商事等とした上で、本件土地のうちそれぞれ所有権又は共有持分権を有する土地について、開発行為の施行等につき異議なく同意する旨の記載がある上に、同意の有効期限につき開発行為の完了までと記載されていた。このように本件各施行同意書の記載内容をみれば、本件認可申請について、申請人が、本件土地につき、その所有権者である成和商事等から岩石採取を行うことについて同意を得ており、本件土地において採石事業の終了まで岩石の採取を行う権原を有していたと認定することが可能であるというべきである。上記権原を有することは、申請人は、前件認可処分の申請に際し、本件各施行同意書を添附した上で、本件土地を含む灘山採石場における岩石採取計画の認可申請を行い、前件認可処分を受けた上で、本件土地において継続的に岩石採取事業を営んでいたこと（前記前提事実⑵ウ）、申請人と同じ中西一宏が代表を務める中西産業と成和商事及びユアサ商事との間で、本件覚書及び本件変更覚書が作成され、岩石採取事業について具体的な取り決めがされているが、その書面の中で、申請人をして本件土地において採石をさせることや申請人の採石事業の継続に協力することを合意していたこと（前記認定事実ア及びイ。本件覚書や本件変更覚書の有効期間が令和６年７月18日まであるとされていたことは、結論を左右しない。）からも裏付けられているというべきである。

そうすると、本件各施行同意書により、申請人が採石権原を有することは一応認定可能であったということができるから、上記特別の事情がない限り、本件各施行同意書は採石法施行規則８条の15第２項７号が定める「権原を有する」書面に該当し、本件認可申請に際して７号書面の添附があったものと認められる。

ウ⑺　そこで、上記特別の事情が存在したかを検討すると、前提事実によれば、成和商事等は、申請人及び処分庁に対し、本件各施行同意書に係る同意について、撤回する旨の通知をしていることが認められる。しかし、本件各施行同意書では、採石事業の終了以前に本件各施行同意書に記載された同意権者のみの判断で自由に当該同意を撤回できるかどうかは書面上明らかでなく、また、本件土地の採石権原がなくなれば、申請人は、採石事業の終了まで事業が継続できると信頼して投下した資本を回収することができないなど、多大な不利益を受けることを余儀なくされる。このような点を考慮すると、本件各施行同意書で定めた期限である採石事業の終了以前に成和商事等の一方的な同意の撤回の通知により、本件土地の採石権原に関する合意の撤回が認められると解することが相当であるとは認め難い。

そうすると、処分庁が把握していた事情を踏まえても、成和商事等の上記同意の撤回が有効であり、申請人において本件土地の採石権原がなかったことが明らかであったとはいえないので、上記特別の事情を認めることはできない。

⑴　これに対し、処分庁は、本件各施行同意書において、土地利用権を設定する旨の合意が存在したとしても、このような合意は期限の定めのない使用貸借の合意と解することができ、本件土地に係る採石事業を巡って紛争が発生し、申請人と成和商事等との間で信頼関係が失われるような事態が生じたのであるから、上記同意については、昭和42年最判のとおり、民法597条２項ただし書を類推適用して解約することができるというべきである旨主張する。

しかし、昭和42年最判は、父母を貸主、子を借主とする返還時期の定めのない土地の使用貸借につき、使用貸借の目的の一つが父母の扶養であったにもかかわらず、借主が理由なく父母の扶養を止めたことなどにより信頼関係は失われたとして、使用貸借の解約を認めたものであるのに対し、本件は、採石業者に対して土地の採石事業に同意した土地の所有者がその同意を一方的に撤回することの可否が問題となっており、両者は明らかに事案を異にする。

したがって、昭和42年最判を本件に当てはめるのは相当でなく、申請人と成和商事等との間で、採石事業に関して紛争が生じていたとしても、これをもって、直ちに上記同意の撤回が有効であるとはいえず、処分庁の上記主張は採用することができない。

⑶　よって、本件各施行同意書は、７号書面に該当するといえるから、７号書面の添附がないことを理由に本件認可申請につき不認可処分をすることは許されないということができる。

２　争点⑵（８号書面の添附がないことを理由に本件不認可処分をすることの適否）について

⑴　採石法施行規則８条の15第２項８号は、採石法33条の３第２項の規定を受け、岩石の採取の認可（同法33条）の申請に際し、「他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面」を添附しなければならないと定める。このように採石法施行規則が８号書面の添附を求める趣旨は、他の法令等の規制により当該採取計画に係る採石事業が実施できない場合についてまで、採取計画を認可することは無意味であることから、当該申請者において、岩石採取を行うに当たって必要な行政処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面を添附させて、無用な認可をするという事態を避けることにあると解される。

このような規定の趣旨を踏まえると、岩石の採取に際して林地開発許可が必要な土地について、岩石採取計画の認可申請がされた場合には、林地開発許可申請につき不許可処分がされたとしても、当該不許可処分が争訟手続で確定した場合（つまり許可処分をもはや受けられないことが確定した場合）を除き、処分庁は８号書面添附の要件が充足されていないことを理由に上記認可申請に対して不認可の判断をすることは許されないというべきである。

⑵　前記前提事実⑵カによれば、申請人は、処分庁に対し、本件不認可処分よりも以前に本件林地開発許可申請を行い、本件不認可処分と同日付けで本件林地開発許可申請に対する本件不許可処分を受け、本件不許可処分について、処分庁に対して審査請求を行っており、当該審査請求に対して審査庁において裁決が行われたことはうかがえないから、本件不許可処分が確定したとはいえない。

したがって、８号書面添附の要件が充足されていないことを理由に本件認可申請に対して不認可処分をすることは許されないというべきである。

３　結論

以上によれば、本件不認可処分は違法であるから、その取消しを求める本件裁定申請には理由がある。

よって、主文のとおり裁定する。

令和７年９月８日

公害等調整委員会裁定委員会

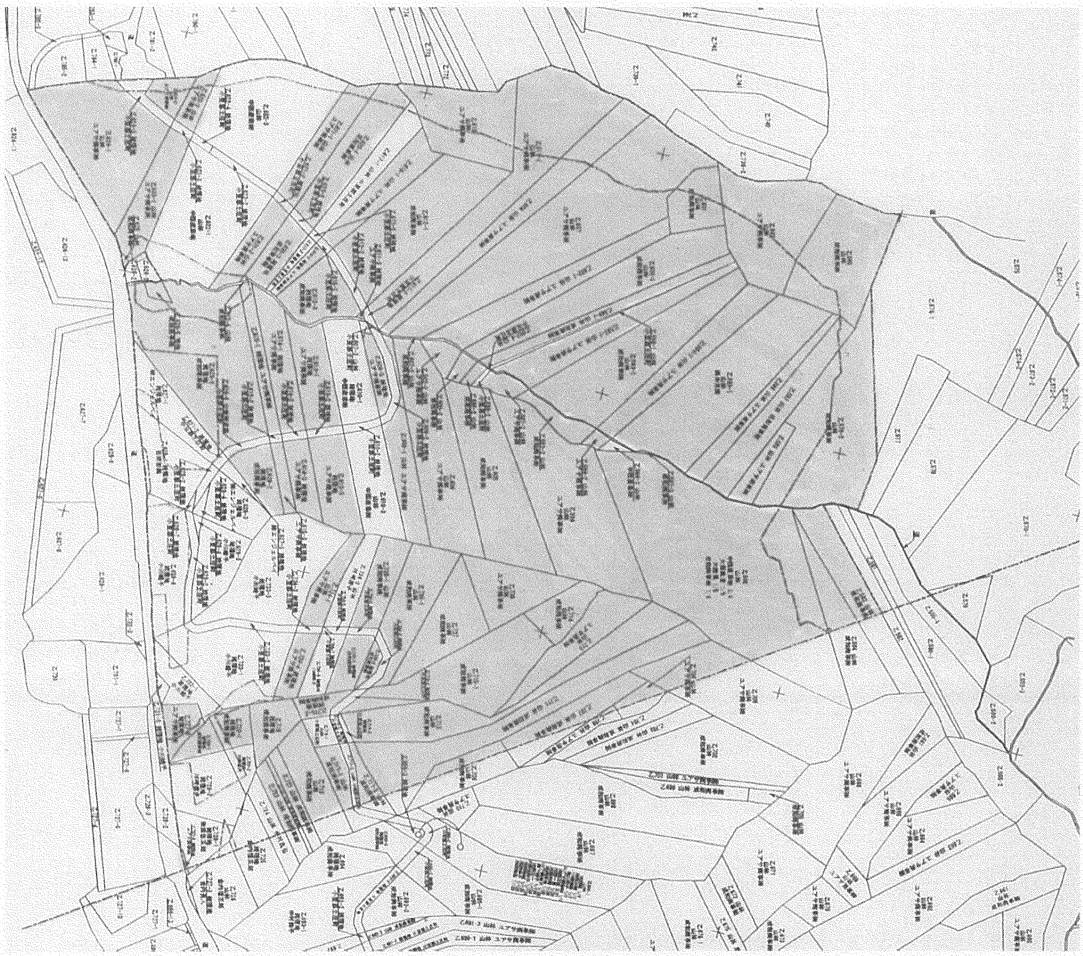
裁定委員長　中村也寸志

裁 定 委 員　若生　俊彦

裁定委員大橋洋一は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長　中村也寸志

別紙１



別紙２

No.	所在	地番	地目	地積(㎡)	備考
1	香川県小豆郡土庄町小部字水木谷	Z576-2	山林	13,994	
2	同所	Z583	山林	5,576	
3	同所	Z584	山林	5,418	
4	同所	Z587	山林	5,424	
5	同所	Z590	山林	8,864	
6	同所	Z593-1	山林	10,653	
7	同所	Z593-2	山林	1,358	
8	同所	Z595	山林	31,685	持分5分の1
9	同所	Z597-3	山林	492	
10	同所	Z599-1	山林	2,881	
11	同所	Z599-2	山林	288	
12	同所	Z600-1	山林	8,663	
13	同所	Z600-2	山林	476	
14	同所	Z601	山林	3,045	
15	同所	Z605	山林	10,437	
16	同所	Z607-2	山林		
17	同所	Z612-1	山林	10,988	
18	同所	Z612-3	雑種地	3,420	
19	同所	Z612-4	山林		
20	同所	Z620-1	山林	5,133	
21	同所	Z620-3	雑種地	2,009	
22	同所	Z625	山林	53	
23	同所	Z628-1	雑種地	15,016	
24	同所	Z626-5	宅地		
25	同所	Z626-7	雑種地	2,119	
26	香川県小豆郡土庄町小部字大佐	Z707	山林	4,079	
27	同所	Z709	山林	3,228	
28	同所	Z711	山林	10,154	
29	同所	Z712	山林	8,485	
30	同所	Z714	山林	2,446	
31	同所	Z715-1	山林	9,298	
32	同所	Z715-3	雑種地	981	
33	同所	Z717-1	山林	1,802	
34	同所	Z717-3	山林	1,176	
35	同所	Z718	山林	3,947	
36	同所	Z719	雑種地	2,190	
37	同所	Z720-1	雑種地	1,432	
38	同所	Z721	山林	1,218	
39	同所	Z722	山林	417	
40	同所	Z723	山林	1,438	
41	同所	Z729-1	雑種地	1,095	
42	同所	Z735-1	山林	2,962	
43	同所	Z735-3	雑種地	1,703	
44	同所	Z736-1	山林	5,157	
45	同所	Z736-3	雑種地	523	
46	同所	Z737	山林	5,055	

別紙３

No.	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）	備　考
1	香川県小豆郡土庄町小部字水木谷	乙585	山林	1,772	
2	同所	乙588	山林	2,873	
3	同所	乙592	山林	9,471	
4	同所	乙594-1	山林	5,097	
5	同所	乙594-2	山林	321	
6	同所	乙596	山林	14,836	
7	同所	乙597-1	山林	5,378	
8	同所	乙597-2	山林	819	
9	同所	乙602-1	山林	6,124	
10	同所	乙602-2	山林	893	
11	同所	乙606	山林	9,991	
12	同所	乙607	山林	20,405	
13	同所	乙608	山林	7,044	
14	同所	乙609-1	山林	3,644	
15	同所	乙609-3	雑種地	1,256	
16	同所	乙611-1	山林	12,993	
17	同所	乙611-3	雑種地	29	
18	同所	乙613-1	雑種地	3,903	
19	同所	乙613-3	雑種地	3,725	
20	同所	乙614-1	雑種地	3,785	
21	同所	乙614-3	雑種地	1,994	
22	同所	乙615-1	雑種地	1,965	
23	同所	乙615-3	雑種地	899	
24	同所	乙616-1	山林	3,716	
25	同所	乙616-3	雑種地	769	
26	同所	乙618	山林	7,258	
27	同所	乙621-1	山林	3,566	
28	同所	乙621-3	山林	2,321	
29	同所	乙623-1	山林	3,904	
30	同所	乙623-2	山林	1,258	
31	同所	乙624-1	山林	11,436	
32	同所	乙624-2	山林	1,303	
33	香川県小豆郡土庄町小部字大佐	乙705	山林	13,081	
34	同所	乙706	山林	1,069	
35	同所	乙708	山林	1,079	
36	同所	乙713	山林	4,287	
37	同所	乙727-8	雑種地	58	
38	同所	乙727-9	雑種地	1,497	
39	同所	乙734-1	山林	2,201	
40	同所	乙734-4	雑種地	1,685	
41	同所	乙738	山林	4,495	

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

独立行政法人国立公文書館令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立公文書館令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当館のホームページ（https://www.archives.go.jp/information/）又は事務所にて閲覧ください。

令和７年10月６日

東京都千代田区北の丸公園３番２
独立行政法人国立公文書館
館長　鎌田　　薫

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）　　（単位：円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
資産の部		負債の部	
Ⅰ流動資産	890,067,387	Ⅰ流動負債	954,170,775
現金及び預金	426,835,790	短期リース債務	75,600,608
未収金	378,934,224	未払金	784,826,130
賞与引当金見返㈱	84,138,372	前受金	2,300,284
その他流動資産	159,001	預り金	7,301,781
Ⅱ固定資産	4,964,324,044	仮受金	3,600
１有形固定資産	4,311,266,622	引当金	84,138,372
建物	6,962,334,796	賞与引当金	84,138,372
建物減価償却累計額	△ 4,049,635,594	Ⅱ固定負債	874,237,542
構築物	478,317,632	長期リース債務	158,404,816
構築物減価償却累計額	△ 404,647,637	資産見返負債㈱	453,724,041
工具器具備品	636,305,487	資産見返運営費交付金㈱	350,108,802
工具器具備品減価償却累計額	△ 296,807,301	ソフトウェア仮勘定見返補助金等㈱	18,216,000

土地	900,000,000	建設仮勘定見返施設費(注)	85,399,239
建設仮勘定	85,399,239	引当金	262,108,685
２無形固定資産	371,113,737	退職給付引当金	262,108,685
ソフトウェア	352,255,137	負債合計	1,828,408,317
ソフトウェア仮勘定	18,216,000	純資産の部	
電話加入権	642,600	Ⅰ資本金	7,179,918,000
３投資その他の資産	281,943,685	政府出資金	7,179,918,000
敷金・保証金	19,835,000	Ⅱ資本剰余金	△ 3,154,066,664
退職給付引当金見返(注)	262,108,685	資本剰余金	1,364,332,052
		その他行政コスト累計額(注)	△ 4,518,398,716
		減価償却相当累計額（△）(注)	△ 4,404,902,008
		減損損失相当累計額（△）(注)	△ 581,400
		除売却差額相当累計額（△）(注)	△ 112,915,308
		Ⅲ利益剰余金	131,778
		当期未処分利益	131,778
		（当期総利益 131,778）	
		純資産合計	4,025,983,114
資　産　合　計	**5,854,391,431**	**負債純資産合計**	**5,854,391,431**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：円）

項　目	金	額
Ⅰ　損益計算上の費用		
業務費	2,315,522,911	
一般管理費	622,074,202	
財務費用	6,161,404	
臨時損失	2,845,726	
損益計算上の費用合計		2,946,604,243
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額(注)	170,395,785	
除売却差額相当額(注)	501,200	
その他行政コスト合計(注)		170,896,985
Ⅲ　行政コスト		3,117,501,228

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：円）

科　目	金	額
経常費用		
業務費		
給与、賞与及び諸手当	446,721,576	
法定福利費・福利厚生費	119,510,346	
その他人件費	340,117,164	
外部委託費	630,681,366	
支払リース料	710,160	
賃借料	36,483,502	
減価償却費	119,609,918	
保守・修繕費	374,651,868	
水道光熱費	51,465,876	
旅費交通費	1,648,983	
消耗品費	18,554,037	
備品費	1,230,277	
諸謝金	6,571,200	
通信費	935,024	
印刷製本費	12,505,261	
賞与引当金繰入	58,716,694	
退職給付引当金繰入	64,361,485	
その他業務経費	31,048,174	2,315,522,911
一般管理費		
役員報酬	43,521,750	
給与、賞与及び諸手当	228,787,341	
法定福利費・福利厚生費	44,348,435	
その他人件費	42,974,799	
外部委託費	50,082,423	
支払リース料	842,160	
賃借料	1,395,582	
減価償却費	79,974,100	
保守・修繕費	39,139,677	
水道光熱費	2,162,137	
旅費交通費	366,645	

消耗品費	1,966,359		
備品費	3,527,370		
諸謝金	133,000		
支払手数料	1,181,985		
通信費	43,608,794		
印刷製本費	411,144		
賞与引当金繰入	25,421,678		
退職給付引当金繰入	11,689,912		
その他管理経費	538,911	622,074,202	
財務費用			
支払利息	6,161,404	6,161,404	
経常費用合計			2,943,758,517
経常収益			
運営費交付金収益㈱		2,457,176,411	
施設費収益㈱		19,943,000	
補助金等収益㈱		167,050,835	
事業収益		14,918,775	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金戻入㈱	126,710,152	126,710,152	
賞与引当金見返に係る収益㈱		84,138,372	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		76,051,397	
財務収益			
受取利息	347,225	347,225	
雑益		399,854	
経常収益合計			2,946,736,021
経常利益			2,977,504
臨時損失			
固定資産除却損		2,845,726	2,845,726
当期純利益			131,778
当期総利益			131,778

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純資産変動計算書　（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金					Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）				純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額			資本剰余金合計	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	
				減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）						
当期首残高	7,179,918,000	7,179,918,000	1,189,211,152	△4,239,017,023	△581,400	△107,903,308	△3,158,290,579	—	29,744,143	—	29,744,143	4,051,371,564
当期変動額												
Ⅰ　資本金の当期変動額												
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額												
固定資産の取得			175,120,900				175,120,900					175,120,900
固定資産の除売却				4,510,800		△5,012,000	△501,200					△501,200
減価償却				△170,395,785			△170,395,785					△170,395,785

Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額												
⑴　利益の処分又は損失の処理												
利益処分による積立								29,744,143	△29,744,143			
国庫納付金の納付								△29,744,143			△29,744,143	△29,744,143
⑵　その他												
当期純利益（又は当期純損失）									131,778	131,778	131,778	131,778
当期変動額合計			175,120,900	△165,884,985		△5,012,000	4,223,915	—	△29,612,365	131,778	△29,612,365	△25,388,450
当期末残高	7,179,918,000	7,179,918,000	1,364,332,052	△4,404,902,008	△581,400	△112,915,308	△3,154,066,664	—	131,778	131,778	131,778	4,025,983,114

キャッシュ・フロー計算書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：円）

項目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 1,351,127,593
その他業務支出	△ 812,082,760
その他管理支出	△ 134,304,042
運営費交付金収入	2,572,379,000
事業収入	15,807,204
その他収入	397,778
小計	291,069,587
利息の受取額	347,225
利息の支払額	△ 6,301,988
国庫納付金の支払額	△ 29,744,143
業務活動によるキャッシュ・フロー	255,370,681
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 105,672,897
敷金の差入による支出	△ 1,960,000
施設費による収入	97,391,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,241,097
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 73,895,759
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 73,895,759
Ⅳ　資金増加額	171,233,825
Ⅴ　資金期首残高	255,601,965
Ⅵ　資金期末残高	426,835,790

利益の処分に関する書類

（単位：円）

項目	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		131,778
当期総利益	131,778	
Ⅱ　利益処分額		131,778
積立金	131,778	

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

北海道小樽市銭函二丁目一番三号

有限会社北海道新聞石丸販売所

清算人　石丸　容義

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

札幌市豊平区豊平七条十丁目四番一七号

有限会社皓不動産

清算人　坂上　雅子

解散公告

当社は、令和七年八月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

北海道白老郡白老町字萩野三四二番地一五三

有限会社日新電設白老

清算人　古川　弘春

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

岩手県一関市千厩町千厩字摩王一〇〇番地一

有限会社スズキオート千厩

代表清算人　坂本　経敏

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

岩手県盛岡市名須川町二二番一号

有限会社南部ボデー製作所

清算人　晴山　龍雄

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

茨城県北茨城市関南町神岡上四五三番地の二

ホクシン産業有限会社

清算人　鈴木　瑞雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

栃木県那須塩原市鍋掛一〇八五番地六四二

合同会社和商

清算人　遅澤　和幸

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

群馬県前橋市元総社町二丁目二九番一号

セービング工業株式会社

代表清算人　諸田　陽一

解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

群馬県佐波郡玉村町大字板井一五一〇番地

有限会社オフィス北条

清算人　石引　孝子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

埼玉県児玉郡上里町大字金久保一五四八番地

ＮＰＯ　上里川と空を愛する会

清算人　岩田　仁巳

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

埼玉県越谷市弥生町六番一七号

ＴＯＳＹＯ　ＴＲＡＤＥ株式会社

代表清算人　中川　貴文

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

埼玉県上尾市大字菅谷五四番地の二

株式会社小林

代表清算人　鎌倉　美恵

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月十六日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

千葉県松戸市横須賀二丁目一九番六号

株式会社アットモル

代表清算人　岡　昌則

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

千葉県鎌ケ谷市軽井沢二一四九番地二

有限会社マツドウオート

清算人　松堂　裕一

第47期決算公告

令和７年10月６日

東京都台東区上野六丁目13番６号

株式会社武文

代表取締役　小埜　心平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	59,963
	固定資産	445,173
	合計	505,137
負債及び純資産の部	流動負債	464,560
	固定負債	291,365
	株主資本	△250,788
	資本金	10,000
	利益剰余金	△260,788
	その他利益剰余金	△260,788
	（うち当期純利益）	(12,884)
	合計	505,137

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社Ｂ　ｅｌｅｖｅｎ

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三一番一号

ティーエムディー・フリクション・ジャパン株式会社

代表清算人　デイヴィッド・ベインズ

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

一般社団法人ホノルル

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社トリニティカンザス

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都東村山市美住町二丁目二四番地四六

株式会社Ｕｎｄｅｓｋ

代表清算人　金子　大和

解散公告

当法人は、令和七年十月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室

ＥＳＲサンフラワー２一般社団法人

代表清算人　小保方博之

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

虎ノ門ワン合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年八月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都世田谷区上馬一―一―七―二〇九

有限会社アトリエ・シェリールー

清算人　加藤　俊春

解散公告

当社は、令和七年九月二十六日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都千代田区一番町三番地一〇号

櫻アドバイザリー株式会社

代表清算人　浅井　徳明

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都中央区銀座六丁目一〇番一号ＧＩＮＺＡＳＩＸ一三Ｆ

株式会社Ｍａｓｔｅｒ　Ｐｉｅｃｅ

代表清算人　鬼島　雅治

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都東村山市秋津町五丁目三〇番地一号

一般社団法人喜風采栄養管理健康サポート協会

代表清算人　山口　典子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都豊島区東池袋一丁目一七番一一号

パークハイツ池袋一一〇五号

株式会社ビズソル

代表清算人　阿比留眞二

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により、同月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

ＪＸカタール石油開発株式会社

代表清算人　川島　賢二

解散公告

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都港区新橋四丁目一四番一新橋ＡＵＮＢＬＤＧ四階　ＶＩＴＡ株式会社

代表清算人　小瀧悠宇丞

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都千代田区外神田一丁目五番一号

朝霞・三園ユーティリティサービス株式会社

代表清算人　黒津　健之

第５期決算公告　　2025年10月６日

東京都千代田区九段南１―６―５

株式会社ＣＢＡ

代表取締役　宇佐見良人

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	92,966,022
	固定資産	99,114,402
	資産合計	**192,080,424**
負債及び純資産の部	流動負債	14,475,327
	固定負債	69,288,000
	株主資本	108,317,097
	資本金	90,000,000
	資本剰余金	306,000,060
	資本準備金	189,000,030
	その他資本剰余金	117,000,030
	利益剰余金	△287,682,963
	その他利益剰余金	△287,682,963
	（うち当期純損失）	(77,162,099)
	負債・純資産合計	**192,080,424**

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
東京都大田区池上三丁目三六番一〇号二Ｆ
株式会社プラチナバイオテクノロジー
代表清算人　楊　振　楠

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
東京都文京区小石川一丁目一三番一一号岩井建設本社ビル四階
株式会社Ｕコンサルティング
代表清算人　福住　優

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
神奈川県川崎市川崎区大川町二番一号
化工機商事株式会社
代表清算人　出口　文紀

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
神奈川県横浜市金沢区富岡西七丁目二二番二七号
Ｋ合同会社
清算人　川村　佳世

解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
川崎市川崎区中島二丁目一一番二号
株式会社田辺エンタープライズ
代表清算人　田邉　貞男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
神奈川県茅ヶ崎市赤松町一一―二五
株式会社アルパージ
代表清算人　和田　隆也

解散公告

当社は、令和七年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
新潟県新潟市西区小新南一丁目二番四五号
有限会社新潟アセット設計
清算人　清水　光祐

解散公告

当社は、令和七年九月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
富山市高内四八番地の二
有限会社ホリタ電設
清算人　堀田　敏雄

解散公告

当社は、令和七年九月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
石川県羽咋郡志賀町高浜町レ五〇番地
山本織物株式会社
代表清算人　山本　要一

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
福井県敦賀市中央町二丁目一一番地三三
一般社団法人日本ダイエット心理学協会
代表清算人　大道奈緒子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四八条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
山梨県都留市四日市場九〇九番地二
一般社団法人山梨医療安全研究会
代表清算人　小林　美雪

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
山梨県山梨市東後屋敷九六一番地
ピーチプレス株式会社
代表清算人　櫻井　徹

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
京都市北区衣笠総門町一九番地の三
足立織物株式会社
代表清算人　足立　泰一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
京都府船井郡京丹波町保井谷三ツ枝三八番地
瑞穂農林株式会社
代表清算人　村居　一也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月六日
大阪府箕面市稲一丁目一二番一号
有限会社アネクト
清算人　山中　雅弘

第47期決算公告

令和７年10月６日
愛知県豊川市若宮町48番地の30
株式会社ブライダルサークル牧安
代表取締役　伊藤　幸雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	15,667,083
	固定資産	652,781,974
	合計	668,449,057
負債及び純資産の部	流動負債	58,823,569
	固定負債	526,731,450
	株主資本	82,894,038
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	62,894,038
	利益準備金	600,000
	その他利益剰余金	62,294,038
	（うち当期純利益）	(207,153)
	合計	668,449,057

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

大阪市阿倍野区西田辺町二丁目八番四号
クラウンハイム西田辺一一〇一号
一般社団法人ニューローカル製作舎
代表清算人　金丸　有希

解散公告

当法人は、令和六年十月十五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町一―六―二
スギビルディング二Ｆ
一般社団法人Ｒａ．Ｍｕ
代表清算人　谷本　秀朗

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

神戸市西区玉津町水谷二六番地の八
ズイセ株式会社
代表清算人　山口　瑞世

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

鳥取県米子市皆生温泉四丁目四番三五号
有限会社ふそう別館
清算人　奈義良三郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

島根県益田市本町三番三〇号
株式会社右田本店
代表清算人　右田　明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

岡山市北区西長瀬一二〇八番地一四
有限会社岡山朝日事業センター
清算人　兒島　貴司

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

広島県廿日市市峠六三八番地の一
株式会社理建
代表清算人　吉本　安伸

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

福岡県うきは市浮羽町流川八六八番地
有限会社三浦組
清算人　三浦　力男

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

福岡県北九州市小倉北区馬借二丁目七番一
五―八〇四号
有限会社ストーリーズ
清算人　一柳　圭志

解散公告

当社は、令和七年八月二十二日開催の株主総会の決議により令和七年八月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

福岡県福岡市東区多の津一丁目一八番五号
株式会社ＴＫ農産センター
代表清算人　島野　吉成

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

福岡市南区花畑二丁目二〇番二一号
株式会社ひきだし工務店
代表清算人　中野　弘幸

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

北九州市小倉北区竪町一丁目六番三〇号
株式会社湯布院倶楽部
代表清算人　岩見　敦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

長崎県雲仙市国見町多比良乙二六〇番地
有限会社鍵屋農蚕具店
清算人　松本　博隆

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年八月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

熊本県上天草市松島町阿村九六四番地の二
永目海運株式会社
代表清算人　永目　幸浩

債務引受に係るお知らせ

中日本高速道路株式会社第92回社債の債権者各位

中日本高速道路株式会社第92回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）につきましては、令和七年九月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、中日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

令和七年十月六日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・
債務返済機構
理　事　長　高松　勝
愛知県名古屋市中区錦二丁目十八番十九号
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　正

解散公告

当社は令和七年八月三十一日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

宮崎県延岡市博労町二番地の三四

有限会社岩屋酒店

清算人　渕上　寛司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

宮崎県宮崎市大字小松字上川原一一一九番二六

株式会社涼風

代表清算人　井上　強

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

鹿児島市平之町一〇番一五号グランフォーレ高見馬場一一〇二　株式会社薩摩製作所

代表清算人　篠原　秀嗣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

鹿児島県南九州市頴娃町別府六六二二番地

有限会社上村呉服店

清算人　上村　修子

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

沖縄県那覇市字松川五六番地一

サンコー株式会社

代表清算人　森　優

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月三十日、診療所のすべてを廃止したことにより解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

神奈川県鎌倉市材木座三丁目一四番一七号

医療法人社団沼田医院

清算人　細谷　真央

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都品川区大井一丁目四八番八号三谷ビル一Ｆ

医療法人社団ＷｉＮ

清算人　大島　晃

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月二日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都目黒区目黒本町六丁目五番五号

医療法人社団慶心有来会

清算人　斉藤　拓也

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

東京都中央区日本橋小網町一六番一九号小網町大都ビル二階

医療法人あしたば

清算人　田中　恵子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

富山県高岡市伏木古府一番地　柳重寺

清算人　金原　孝宜

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月二十六日開催の臨時社員総会の決議並びに浜松市長の認可により、令和七年八月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

静岡県浜松市中央区高丘東五丁目一二番一号

医療法人社団ひまわり会

清算人　森下　正美

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月十六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

名古屋市東区白壁三丁目一一番五号

宗教法人御嶽教心揚教会

清算人　野々垣健治

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年二月二十二日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

神戸市垂水区塩屋町六丁目一番八号

高尾台ハイツ管理組合法人

清算人　玉田　政彦

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月六日

鹿児島県鹿屋市札元二丁目三八〇八番地一

医療法人ひろた耳鼻咽喉科

清算人　廣田　常治

公益信託世田谷まちづくりファンド第三十三期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要

世田谷区における住民主体のまちづくり活動を行う、又は援助するものに対する助成金支給事業助成金　二五件　六三七万円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより令和七年九月五日に終了した。

二、財産目録　令和七年九月五日現在

資産合計　〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　〇円

令和七年十月六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託世田谷まちづくりファンド
受託者　三井住友信託銀行株式会社

第２期決算公告

令和７年10月６日　　徳島県徳島市蔵本元町一丁目22
株式会社ａｍｉｄｅｘ
代表取締役　伊原　晃

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,292	流動負債	32,689
固定資産	28,310	固定負債	9,300
繰延資産	812	株主資本	△45,573
		資本金	3,800
		資本剰余金	3,800
		資本準備金	3,800
		利益剰余金	△53,173
		その他利益剰余金	△53,173
		（うち当期純損失）	(41,383)
		新株予約権	50,000
資産合計	46,415	負債・純資産合計	46,415

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千四百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

名古屋市緑区大高町字定納山一四番地の四一

株式会社Ｎ工務店

代表取締役　名越　健一

決　算　公　告

令和７年10月６日

名古屋市緑区大高町字定納山14番地の41

株式会社Ｎ工務店

代表取締役　名越　健一

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,768
	固定資産	1,414
	合計	31,182
負債及び純資産の部	流動負債	6,487
	株主資本	24,695
	資本金	21,000
	利益剰余金	3,695
	その他利益剰余金	3,695
	（うち当期純損失）	（256）
	合計	31,182

第51期決算公告　令和７年10月６日

秋田市八橋字下八橋191番地29

秋田フアイブワン工業株式会社

代表取締役　大越　均

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	153,035
	固定資産	165,766
	合計	318,802
負債及び純資産の部	流動負債	58,605
	固定負債	122,012
	（退職給付引当金）	（13,503）
	（修繕引当金）	（8,280）
	株主資本	138,184
	資本金	80,000
	利益剰余金	128,597
	その他利益剰余金	128,597
	（うち当期純利益）	（3,311）
	自己株式	△70,413
	合計	318,802

第９期決算公告

令和７年10月６日
京都市中京区室町通御池上る御池之町324番地１
株式会社ピンエーアイテクノロジー
代表取締役　中原　林人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	483,183
	固定資産	992,037
	合計	1,475,221
負純資産の債及び部	流動負債	3,540,618
	株主資本	△2,065,396
	資本金	280,950
	資本剰余金	272,904
	資本準備金	272,904
	利益剰余金	△2,619,251
	その他利益剰余金	△2,619,251
	（うち当期純損失）	(1,066,604)
	合計	1,475,221

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億八千十万一千九百七十三円、資本準備金の額を十三億七千二百五万六千六百二十七円減少し、それぞれ一億五千万円、一億五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日
京都市中京区室町通御池上る御池之町三二四番地一
株式会社ピンエーアイテクノロジー
代表取締役　中原　林人

第10期決算公告

令和７年10月６日
福島県相馬市椎木字北原371番地の１
高山電業株式会社
代表取締役　高山　克男

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,119
	固定資産	971
	資産合計	77,090
負純資産の債及び部	流動負債	10,526
	固定負債	599
	株主資本	65,965
	資本金	9,800
	利益剰余金	56,165
	その他利益剰余金	56,165
	（うち当期純利益）	(7,051)
	負債・純資産合計	77,090

第２期決算公告

令和７年10月６日
大阪市大正区泉尾三丁目20番30号
株式会社藤勝興産
代表取締役　近藤　勝彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,143
	固定資産	919,848
	資産合計	936,991
負純資産の債及び部	流動負債	3,803
	固定負債	922,398
	株主資本	10,789
	資本金	177
	利益剰余金	10,611
	その他利益剰余金	10,611
	（うち当期純利益）	(9,791)
	負債・純資産合計	936,991

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の子会社管理事業及び不動産管理事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月六日
大阪市大正区泉尾三丁目二〇番三〇号
（甲）株式会社藤勝興産
代表取締役　近藤　勝彦
大阪市大正区泉尾三丁目二〇番三〇号
（乙）有限会社藤和興産
取締役　近藤　勝彦

第10期決算公告

令和７年10月６日
東京都新宿区新宿一丁目36番12号
株式会社ディーグラウンド
代表取締役　原口　大輔

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,077
	固定資産	50,670
	資産合計	76,747
負純資産の債及び部	流動負債	6,937
	固定負債	40,638
	株主資本	29,171
	資本金	2,000
	利益剰余金	27,171
	その他利益剰余金	27,171
	（うち当期純利益）	(19,776)
	負債・純資産合計	76,747

第37期決算公告

令和７年10月６日
山口県宇部市大字際波412番地61
テック株式会社
代表取締役　吉井　博泰

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,879,696
	固定資産	205,587
	資産合計	3,085,283
負純資産の債及び部	流動負債	2,357,900
	固定負債	1,425,000
	株主資本	△697,617
	資本金	29,000,000
	利益剰余金	△28,997,617
	その他利益剰余金	△28,997,617
	（うち当期純利益）	(2,496,423)
	自己株式	△700,000
	負債・純資産合計	3,085,283

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日
山口県宇部市大字際波四一二番地六一
代表取締役　テック株式会社
吉井　博泰

第17期決算公告

令和７年８月28日
東京都中央区銀座二丁目６番16号
株式会社mirror ball

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,243
	固定資産	2,118
	資産合計	3,362
負純資産の債及び部	流動負債	941
	賞与引当金	0
	固定負債	1,660
	退職給付引当金	0
	株主資本	760
	資本金	16
	資本剰余金	6
	資本準備金	6
	利益剰余金	737
	その他利益剰余金	737
	（うち当期純利益）	(175)
	負債・純資産合計	3,362

第16期決算公告

令和７年10月６日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
ジェイロジスティック特定目的会社
取締役　吉岡　淳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	28,319,647	流動負債	5,963
投資有価証券	28,319,647	固定負債	1,000,000
その他の資産	17,357,345	負債合計	1,005,963
流動資産	16,350,993	社員資本	44,671,030
固定資産	1,000,000	特定資本金	5,402,250
投資その他の資産	1,000,000	優先資本金	25,131,000
繰延資産	6,353	剰余金	14,137,780
		当期未処分利益	14,137,780
		純資産合計	44,671,030
資産合計	45,676,993	負債・純資産合計	45,676,993

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	14,199,356
営業費用	62,727
営業利益	14,136,629
営業外収益	2,916
経常利益	14,139,545
税引前当期純利益	14,139,545
法人税、住民税及び事業税	1,765
当期純利益	14,137,780
当期未処分利益	14,137,780

第22期決算公告

令和７年10月６日
東京都千代田区内幸町一丁目２番２号
株式会社風力エネルギー研究所

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	292,248
	固定資産	99,786
	繰延資産	11,839
	合計	403,872
負純資産の債及び部	流動負債	47,056
	固定負債	78,126
	株主資本	278,690
	資本金	30,000
	資本剰余金	92,780
	資本準備金	49,140
	その他資本剰余金	43,640
	利益剰余金	155,910
	その他利益剰余金	155,910
	（うち当期純損失）	(36,883)
	合計	403,872

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

秋田県大館市二井田字羽貫谷地八番地八
ニューロング工業株式会社
代表取締役　長　保行

第40期決算公告

令和７年10月６日
秋田県大館市二井田字羽貫谷地８番地８
ニューロング工業株式会社
代表取締役　長　保行

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,757,810
	固定資産	1,231,458
	合計	3,989,269
負債及び純資産の部	流動負債	646,499
	固定負債	117,204
	株主資本	3,225,566
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,175,566
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,163,066
	（うち当期純利益）	(7,335)
	合計	3,989,269

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

栃木県栃木市藤岡町藤岡四二五四番地
藤岡ニューロング工業株式会社
代表取締役　長　保行

第40期決算公告

令和７年10月６日
栃木県栃木市藤岡町藤岡4254番地
藤岡ニューロング工業株式会社
代表取締役　長　保行

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,364,621
	固定資産	1,820,287
	合計	5,184,908
負債及び純資産の部	流動負債	1,860,832
	固定負債	266,186
	株主資本	3,057,890
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,007,890
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,995,390
	（うち当期純利益）	(93,295)
	合計	5,184,908

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月六日

東京都府中市四谷三丁目六四番地の七
九セラ一〇一号室
株式会社ｔｈｉｎｋ　ｓｈｉｆｔ
代表取締役　浅野　泰生

第８期決算公告

令和７年10月６日
東京都府中市四谷三丁目64番地の79
セラ101号室
株式会社ｔｈｉｎｋ　ｓｈｉｆｔ
代表取締役　浅野　泰生

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,165
	固定資産	679
	資産合計	1,844
負債及び純資産の部	流動負債	8,625
	固定負債	62,766
	株主資本	△69,547
	資本金	30,000
	利益剰余金	△99,547
	その他利益剰余金	△99,547
	（うち当期純損失）	(8,419)
	負債・純資産合計	1,844

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百万円減少し四千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

東京都港区南青山三丁目一七番一四号
株式会社ＳＥＶＥＮ　ＤＡＹＳ　Ｈ
ＯＬＤＩＮＧＳ
代表取締役　フィリップ・テリアン

第３期決算公告

令和７年10月６日
東京都港区南青山三丁目17番14号
株式会社SEVEN　DAYS　HOLDINGS
代表取締役　フィリップ・テリアン

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	263,391,519
	固定資産	—
	合計	263,391,519
負債及び純資産の部	流動負債	2,691,341
	固定負債	10,792
	株主資本	260,689,386
	資本金	140,000,000
	資本剰余金	220,000,000
	利益剰余金	△99,310,614
	その他利益剰余金	△99,310,614
	（繰越利益剰余金）	(△99,310,614)
	（うち当期純損失）	(99,832,888)
	合計	263,391,519

第35期決算公告

令和７年10月６日
東京都中央区日本橋茅場町二丁目12番10号
ＰＭＯＥＸ日本橋茅場町
株式会社アートフリーク
代表取締役　駒田　卓也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,020,724
	固定資産	1,024,060
	合計	2,044,785
負債及び純資産の部	流動負債	763,311
	固定負債	962,871
	株主資本	318,602
	資本金	40,000
	利益剰余金	278,602
	利益準備金	10,040
	その他利益剰余金	268,562
	（うち当期純損失）	(140,714)
	合計	2,044,785

第36期決算公告

令和７年10月６日
東京都新宿区歌舞伎町二丁目25番２号
株式会社ニックス
代表取締役　蛭間　理絵

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	251,248
	固定資産	218,824
	合計	470,072
負債及び純資産の部	流動負債	189,679
	固定負債	45,367
	株主資本	235,026
	資本金	90,000
	資本剰余金	70,000
	資本準備金	70,000
	利益剰余金	75,026
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	70,026
	（うち当期純利益）	(16,320)
	合計	470,072

第15期決算公告

令和７年10月６日
島根県浜田市原井町3025番地３
株式会社デルタ・シー・アンド・エス
代表取締役　宮田　浩

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	622,950
	固定資産	1,003,003
	合計	1,625,954
負債及び純資産の部	流動負債	361,513
	賞与引当金	89,347
	株主資本	1,264,440
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	1,204,440
	その他利益剰余金	1,204,440
	（うち当期純利益）	(145,888)
	合計	1,625,954

決　算　公　告

令和７年10月６日
岡山県倉敷市西富井654番地６
株式会社オージェックス
代表取締役　浅野間　淳

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	142,270,962
	固定資産	197,016,606
	合計	339,287,568
負債及び純資産の部	流動負債	69,207,497
	固定負債	258,386,929
	株主資本	11,693,142
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	1,693,142
	その他利益剰余金	1,693,142
	（うち当期純損失）	(8,800,430)
	合計	339,287,568

第８期決算公告

令和７年10月６日

東京都墨田区業平一丁目１番９号

愛電ホールディングス株式会社

代表取締役　清田　淳一

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,289
	固定資産	550,344
	合計	619,634
負債及び純資産の部	流動負債	53,666
	固定負債	596,097
	株主資本	△30,129
	資本金	5,000
	利益剰余金	△35,129
	その他利益剰余金	△35,129
	（うち当期純利益）	(769)
	合計	619,634

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億四千五百七万二千二百七十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

東京都墨田区業平一丁目一番九号

愛電ホールディングス株式会社

代表取締役　清田　淳一

決　算　公　告

令和７年10月６日

岡山県倉敷市西富井654―６

株式会社ジェックスケアメディカル

代表取締役　浅野間　淳

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,843,691
	固定資産	15,026,601
	合計	24,870,292
負債及び純資産の部	流動負債	1,643,863
	固定負債	4,723,000
	株主資本	18,503,429
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	15,503,429
	その他利益剰余金	15,503,429
	（うち当期純利益）	(4,308,289)
	合計	24,870,292

第15期決算公告

令和７年10月６日

長野県長野市稲里町中央１―３―25

株式会社ケイコーポレーション

代表取締役　寺島はる美

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	84,512
	固定資産	113,014
	繰延資産	37
	合計	197,564
負債及び純資産の部	流動負債	65,575
	固定負債	25,188
	株主資本	106,800
	資本金	20,000
	資本剰余金	61,947
	その他資本剰余金	61,947
	利益剰余金	24,852
	その他利益剰余金	24,852
	（うち当期純利益）	(1,767)
	合計	197,564

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

長野県長野市稲里町中央一―三―二五

株式会社ケイコーポレーション

代表取締役　寺島はる美

第27期決算公告

令和７年10月６日

熊本市南区流通団地一丁目42番１号

ＴＡＫＡＳＵＧＩ株式会社

代表取締役　平島　孝典

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,854,754
	固定資産	594,014
	繰延資産	6,431
	合計	5,455,201
負債及び純資産の部	流動負債	2,721,792
	固定負債	1,054,763
	株主資本	1,678,645
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,648,645
	利益準備金	7,500
	別途積立金	120,000
	その他利益剰余金	1,521,145
	（うち当期純損失）	(208,970)
	合計	5,455,201

決　算　公　告

令和７年10月６日

京都市左京区下鴨宮崎町168番地２

株式会社菊榮知

代表取締役　北村　直人

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,127
	固定資産	62,193
	合計	68,320
負債及び純資産の部	流動負債	63,184
	固定負債	670
	株主資本	4,465
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,465
	その他利益剰余金	3,465
	（うち当期純利益）	(947)
	合計	68,320

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

京都市左京区下鴨宮崎町一六八番地二

（甲）株式会社菊榮知

代表取締役　北村　直人

東京都目黒区三田二丁目一〇番七号

（乙）菊栄合同会社

代表社員　北村　直人

第３期決算公告

令和７年10月６日

熊本市南区流通団地一丁目58番地

いいねホーム株式会社

代表取締役　平島　孝典

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	208,325
	固定資産	3,639
	繰延資産	1,482
	合計	213,447
負債及び純資産の部	流動負債	206,979
	固定負債	40,000
	株主資本	△33,532
	資本金	10,000
	利益剰余金	△43,532
	利益準備金	58
	その他利益剰余金	△43,590
	（うち当期純損失）	(43,680)
	合計	213,447

第63期決算公告

令和７年10月６日

愛媛県松山市湊町六丁目６番地１

伊予鉄フィナンシャルサービス株式会社

代表取締役　清水　達郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,874,369
	固定資産	276,983
	合計	2,151,353
負債及び純資産の部	流動負債	1,573,272
	固定負債	234,974
	株主資本	343,106
	資本金	75,000
	資本剰余金	500,000
	その他資本剰余金	500,000
	利益剰余金	△231,893
	利益準備金	18,750
	その他利益剰余金	△250,643
	（うち当期純利益）	(12,610)
	合計	2,151,353

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

愛媛県松山市湊町六丁目六番地一

伊予鉄フィナンシャルサービス株式会社

代表取締役　清水　達郎

第50期決算公告

2025年10月６日

東京都調布市多摩川一丁目４番地１

株式会社サンコー環境調査センター

代表取締役社長　久保田　硬

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	256,216
	固定資産	43,720
	合計	299,936
負債及び純資産の部	流動負債	88,589
	固定負債	20,740
	退職給付引当金	17,720
	役員退職慰労引当金	3,020
	株主資本	190,607
	資本金	20,000
	利益剰余金	170,607
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	170,307
	（うち当期純利益）	(32,135)
	合計	299,936

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

東京都渋谷区東一丁目二六番三〇号ＳＨＩＢＵＹＡＥＡＳＴＢＬＤＧ．三階

（甲）株式会社エグジスタンス

代表取締役　中山　航

東京都渋谷区東一丁目二六番三〇号ＳＨＩＢＵＹＡＥＡＳＴＢＬＤＧ．三階

（乙）株式会社エグジスタンス・コミュニティ

代表取締役　中山　航

第６期決算公告

令和７年10月６日

東京都渋谷区東一丁目26番30号

ＳＨＩＢＵＹＡＥＡＳＴＢＬＤＧ．３階

株式会社エグジスタンス・コミュニティ

代表取締役　中山　航

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,382
	合計	8,382
負純資債及産のび部	流動負債	1,198
	株主資本	7,184
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,815
	その他利益剰余金	△2,815
	（うち当期純利益）	(1,850)
	合計	8,382

第17期決算公告

令和７年10月６日

東京都渋谷区東一丁目26番30号

ＳＨＩＢＵＹＡＥＡＳＴＢＬＤＧ．３階

株式会社エグジスタンス

代表取締役　中山　航

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,490,208
	固定資産	317,018
	繰延資産	600
	合計	1,807,826
負純資債及産のび部	流動負債	96,810
	固定負債	1,212,473
	株主資本	498,543
	資本金	30,000
	利益剰余金	468,543
	その他利益剰余金	468,543
	（うち当期純利益）	(60,867)
	合計	1,807,826

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

東京都目黒区中目黒一丁目九番五号

（甲）株式会社大仁

代表取締役　金子　仁弥

東京都目黒区中目黒一丁目九番五号

（乙）株式会社サクセス

代表取締役　金子富喜雄

決　算　公　告

令和７年10月６日

東京都目黒区中目黒一丁目９番５号

株式会社サクセス

代表取締役　金子富喜雄

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,324
	固定資産	75,857
	合計	79,182
負純資債及産のび部	流動負債	1,251
	固定負債	54,186
	株主資本	23,744
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,744
	その他利益剰余金	13,744
	（うち当期純利益）	(1,007)
	合計	79,182

第37期決算公告

令和７年10月６日

東京都目黒区中目黒一丁目９番５号

株式会社大仁

代表取締役　金子　仁弥

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,302
	固定資産	301,956
	合計	325,259
負純資債及産のび部	流動負債	2,341
	固定負債	206,082
	株主資本	116,834
	資本金	20,000
	利益剰余金	96,834
	その他利益剰余金	96,834
	（うち当期純損失）	(1,227)
	合計	325,259

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

富山県下新川郡朝日町月山一九四七番地

（甲）両越自動車株式会社

代表取締役　髙島　亮

富山県下新川郡入善町五郎八三三〇四番地

（乙）北陸建材工業株式会社

代表取締役　髙島　亮

第58期決算公告

令和７年10月６日

富山県下新川郡入善町五郎八3304番地

北陸建材工業株式会社

代表取締役　髙島　亮

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7
	固定資産	24,996
	合計	25,003
負純資債及産のび部	流動負債	99,738
	固定負債	1,639
	株主資本	△76,374
	資本金	20,000
	利益剰余金	△96,374
	その他利益剰余金	△96,374
	（うち当期純利益）	(688)
	合計	25,003

第73期決算公告

令和７年10月６日

富山県下新川郡朝日町月山1947番地

両越自動車株式会社

代表取締役　髙島　亮

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	100,822
	固定資産	132,725
	合計	233,547
負純資債及産のび部	流動負債	29,681
	固定負債	76,270
	株主資本	127,596
	資本金	10,000
	利益剰余金	117,596
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	117,196
	（うち当期純利益）	(2,874)
	合計	233,547

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月六日

広島市東区光町二丁目九番三〇号

（甲）株式会社クレネット

代表取締役　伊藤　卓己

東京都大田区東蒲田二丁目七番五号

（乙）株式会社ＳＣＳ

代表取締役　伊藤　卓己

第21期決算公告

令和７年10月６日

東京都大田区東蒲田二丁目７番５号

株式会社ＳＣＳ

代表取締役　伊藤　卓己

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,583
	固定資産	3,551
	合計	49,134
負純資債及産のび部	流動負債	14,671
	固定負債	123,498
	株主資本	△ 89,035
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 99,035
	その他利益剰余金	△ 99,035
	（うち当期純損失）	(8,807)
	合計	49,134

第24期決算公告

令和７年10月６日

広島市東区光町二丁目９番30号

株式会社クレネット

代表取締役　伊藤　卓己

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	179,056
	固定資産	64,869
	合計	243,925
負純資債及産のび部	流動負債	74,163
	固定負債	200,266
	株主資本	△ 30,504
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 40,504
	利益準備金	338
	その他利益剰余金	△ 40,842
	（うち当期純損失）	(5,471)
	合計	243,925

第 32 期 決 算 公 告

令和７年 10 月６日
東京都千代田区霞が関一丁目４番２号大同生命霞が関ビル11階
Extreme Networks株式会社
代表取締役　瀧川　義一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	241,218	固定負債	121,544
固定資産	153,374	有給休暇引当金	14,694
		流動負債	101,849
		退職給与引当金	61,849
		株主資本	171,198
		資本金	100,000
		資本剰余金	813,700
		資本準備金	813,700
		利益剰余金	△742,501
		その他利益剰余金	△742,501
		（うち当期純利益）	(27,364)
資産合計	394,593	負債・純資産合計	394,593

第 1 期 決 算 公 告

令和７年８月 28 日
東京都中央区銀座二丁目６番16号
SYNRA GROUP株式会社
代表取締役　中野　剛志

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	152	流動負債	366
固定資産	1,752	賞与引当金	1
		固定負債	729
		退職給付引当金	0
		株主資本	796
		資本金	10
		資本剰余金	764
		資本準備金	764
		利益剰余金	22
		その他利益剰余金	22
		（うち当期純利益）	(22)
		新株予約権	12
資産合計	1,905	負債・純資産合計	1,905

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十月六日

大分市乙津町一番一八号
（甲）江藤産業株式会社
代表取締役　江藤　康之

大分市乙津町一番一八号
（乙）北部江藤産業株式会社
代表取締役　佐藤　亮二

第 20 期 決 算 公 告

令和７年 10 月６日　　東京都千代田区神田錦町一丁目14番地11
有限会社戸田商事
代表取締役　戸田　学

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,595,525	流動負債	1,787,386
固定資産	2,598,951	固定負債	2,433,857
		株主資本	964,233
		資本金	10,000
		利益剰余金	185,970
		その他利益剰余金	185,970
		（うち当期純利益）	(91,902)
		中小企業事業再編投資損失準備金	768,263
		評価・換算差額等	8,999
		保険積立金評価差額金	8,999
資産合計	5,194,477	負債・純資産合計	5,194,477

第 51 期 決 算 公 告

令和７年 10 月６日　　大分市乙津町１番18号
江藤産業株式会社
代表取締役　江藤　康之

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,518,275,527	流動負債	1,982,542,685
固定資産	1,297,086,069	固定負債	273,307,356
		負債の部合計	**2,255,850,041**
		株主資本	1,559,511,555
		資本金	75,000,000
		資本剰余金	9,152,889
		資本準備金	9,152,889
		利益剰余金	1,485,160,666
		利益準備金	12,500,000
		その他利益剰余金	1,472,660,666
		（うち当期純利益）	(77,505,102)
		自己株式	△9,802,000
		純資産の部合計	**1,559,511,555**
資産合計	3,815,361,596	負債・純資産合計	3,815,361,596

第 18 期 決 算 公 告

令和７年 10 月６日

大分市乙津町１番18号
北部江藤産業株式会社
代表取締役　佐藤　亮二

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	67,271,014	流動負債	50,096,707
固定資産	59,276,267	固定負債	40,832,214
		負債の部合計	**90,928,921**
		株主資本	35,618,360
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	25,618,360
		その他利益剰余金	25,618,360
		（うち当期純利益）	(2,050,475)
		純資産の部合計	**35,618,360**
資産合計	126,547,281	負債・純資産合計	126,547,281

第 31 期 決 算 公 告

令和７年 10 月６日
東京都中央区日本橋人形町三丁目４番14号
ＦＯＲＥＣＡＳＴ人形町ＰＬＡＣＥ
ジョンビーン・テクノロジー株式会社
代表取締役　新井　哲也

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,203,407	流動負債	837,607
固定資産	72,256	（賞与引当金）	(14,701)
		固定負債	40,620
		（退職給付引当金）	(30,855)
		株主資本	397,436
		資本金	80,000
		利益剰余金	317,436
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	297,436
		（うち当期純利益）	(36,074)
資産合計	1,275,664	負債・純資産合計	1,275,664

第 26 期 決 算 公 告

令和７年６月 19 日　　東京都新宿区新宿６丁目27番30号
株式会社電縁
代表取締役　小中　帝宣

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	740,039	流動負債	393,432
固定資産	75,686	（賞与引当金）	(46,145)
		固定負債	3,385
		株主資本	419,717
		資本金	35,000
		資本剰余金	25,923
		資本準備金	25,923
		利益剰余金	358,794
		その他利益剰余金	358,794
		（うち当期純利益）	(34,599)
		評価・換算差額等	△810
		その他有価証券評価差額金	△810
資産合計	815,725	負債・純資産合計	815,725